

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

6

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

運輸・交通

提案事項(事項名)

地方公共団体が実施する災害時使用を想定した無人航空機の飛行訓練時の区域規制や条件の緩和

提案団体

川口市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的な内容

地方公共団体が災害時等に飛行させることを目的に行う無人航空機の飛行訓練については、人口集中地区でもフェンス等で囲まれた場所で、安全を確保し、かつ無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況等を常に監視できる補助者の立ち合いがあった場合に限り、許可を不要とすること。

また、災害時の飛行を目的とする無人航空機の飛行訓練に係る許可・承認については、必要な飛行時間の実績を短くすること。

具体的な支障事例

【支障事例】

当市消防局では、無人航空機の操縦者の確保のため、人事異動により毎年操縦士の育成が必要となるが、市の約9割が人口集中地区である川口市では、許可等を受けていない操縦者の屋外での訓練場所の確保に困難を極めている。(※許可・承認の要件に10時間の飛行経験が必要となる。)

また、無人航空機(ドローン・ラジコン等)の飛行に関するQ&Aにて、「無人航空機が飛行範囲を逸脱することができないように四方及び上部がネット等で囲われている場合は、屋内とみなすことができるため、航空法の規制の対象外」となる旨定められているものの、現在人口集中地区内で確保している練習場4か所はいずれも上部にネットを敷設することが困難であり、条件を満たすことができない。

過去2年間許可等申請を行ってきたが、10時間の飛行経験を積むために、人口集中地区外の郊外まで移動しなければならず、通常業務や訓練と平行しての実施となるため、平成28年度は6か月、平成29年度は10か月の期間を要した。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

許可なく飛行訓練を行うことが可能となることにより、実災害に近い屋外での操縦経験を多く積めることで操縦能力の向上が期待でき、安全性の向上に繋がる。

許可・承認取得者の増加による完全管理体制の充実及び操縦隊員の負担軽減が可能となる。

また、許可・承認に必要な飛行時間実績の短縮が可能となれば、実災害での飛行が想定される屋外での飛行経験を早い段階で積むことが可能となる。

根拠法令等

航空法第132条、第132条の2、第132条の3

航空法施行規則第236条、第236条の2、第236条の3、第236条の6

無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

静岡県、京都府、鳥取県、宇和島市、宮崎市

○大都市近郊においては飛行訓練を実施する地域が少ないため、郊外で飛行訓練を行う必要がある。

また、無人航空機の飛行に関する許可・承認審査要領(平成30年1月31日国土交通省航空局長通知)5-6にかかる「多数の者の集合する催し場所上空における飛行の場合」についての基準は当府主催の防災訓練等緊急時の利用を想定した催しについても運用の可能性を狭め、防災用としての活用性を狭めることになるため、防災訓練等緊急時の利用を想定した催しについても基準を緩和するべきである。

○本市も、災害対応や消防団活動(行方不明者捜索等)に無人航空機(ドローン)の活用を考えているが、操縦者の育成に多くの訓練を必要とし、許可・承認に煩雑な手続きと多くの時間を要することは、大変負担が多いと考えられるので、左記の提案事項に賛同します。

○本市においては、無人航空機を2機保有しており、操縦隊員を継続的に育成する必要があるが、操縦訓練場所の確保に苦慮している状況である。

本市が管理する屋外消防訓練場があるが、DIDに該当するため、予め許可申請が必要であり、かつ現に操縦資格を有する隊員に限られることから、資格のない隊員の操縦訓練には使用できない。

しかしながら、当該訓練場は、1辺が100m以上あり、かつ4方をフェンスで囲っており十分な安全確保が可能であると考えられるため、有資格者が立会い、かつ安全管理要員を配置するなど、一定の条件を満たす場合は、資格のない隊員の操縦訓練ができるよう規制緩和を行うこと。

○本県においてこれまで支障事例はないが、将来的には同様の支障が生じる可能性があるため、左記提案事項に賛同する。災害時とはいえ、飛行範囲の安全は確保する必要があるため、左記のような条件を付すことは必要と考える。

飛行時間実績の短縮についても、提案事項に賛同するが、適切な時間をどの程度にすべきかの検討は必要と考える。

○本県においては、3消防本部でドローンの活用事例があり、3消防本部で導入を検討中であり、今後導入する本部(市町)が増えることが予想される。

県内にも人口集中地区(4,000人以上/km²)は存在しており、今後、飛行訓練に支障が生じる可能性がある。

各府省からの第1次回答

航空法第132条の3の規定において、公的機関等が搜索・救難などのために無人航空機を飛行する場合に国土交通大臣の許可・承認が不要としているが、これは、人命又は財産の保護の観点から緊急性がある場合には、許可・承認に係る手続きを行う暇が無いことに鑑み、特例として適用除外とするものである。公的機関であっても無人航空機による事故等を発生させていることを踏まえれば、いたずらに特例の対象を拡大することは不適当であり、訓練など緊急性のないものについては、許可・承認の手続きにおいて安全性を確認する必要がある。

しかしながら、人口集中地区上空における飛行等の許可・承認が必要な場合にあっても、例えばあらかじめ決まった場所において訓練などの同様の飛行を行う場合には1年間の包括許可・承認を行ったり、操縦者に10時間以上の飛行経験がなくても10時間以上の飛行経験を有した監督者の下で飛行を行うこと等を条件として許可・承認を行うなど、安全性の確保を前提に柔軟な対応を実施しており、既にその実績もある。

したがって、今回御提案いただいた趣旨については、個別に御相談いただければ現行制度下においても対応可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

訓練における許可・承認要件に関して、本市提案に対する回答(柔軟な対応)で申請を行えば、許可・承認がされることについて、「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」からは読み取ることが出来ず、また、ホームページ等にも記載(公表)されていない。

ヘルプデスクに問合せした際も、当該内容を明確に把握していない状況であり、許可・承認要件が不明確である。

今後、許可・承認要件を明確にするとともに、事例をホームページ等で公表することにより、許可・承認要件の不明確さが多少は解消されると考える。

また、提案内容に示した四面をネットで囲み、ロープ等又は機械制御によりネットを越えて上空に飛行しない措置を行えば、飛行範囲を逸脱することは考えにくく、ネット等で囲んでいるため飛行範囲内に関係者以外の立入りがなく、第三者への危害も考えにくい。

当該措置による安全性は、四面及び上部がネットで囲まれている状況と同じであることから、本市の提案によ

る飛行方法であれば、許可・承認手続きにより安全性を確認する必要はないと考えるとともに、将来的には本提案内容の飛行に限って規制が緩和されるべきである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【静岡県】

示されたような柔軟な対応がされるのであれば、支障がないと考えるが、事例等について消防機関に周知したいので情報共有をお願いしたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

所管省からの回答が「現行制度下においても対応可能」となっているが、回答のような取扱いをしていることを通知するなど、十分な周知を行うべきである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

なお、所管省からの回答が「現行制度下においても対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 人口集中地区の屋外であっても、四方や上部がネット等で囲われている場合は屋内とみなされ、航空法第132条に基づく許可が不要となることを踏まえ、四方がネット等で囲われ、かつ飛行の高さを制限する措置を講じている場合には、市町村等の行政主体の事務遂行上必要とされる訓練について、許可を不要とするべきではないか。
- 提案団体の市域の大半は人口集中地区であるため、許可を受けていない操縦者の訓練場所の確保が困難な状況にあるところ、提案団体に限らず、その他の自治体においても同様の問題を抱えていると考えられるため、公的機関による災害時訓練の円滑な実施を可能とする観点から、飛行禁止区域での許可のあり方を見直すべきではないか。
- どのような条件下であれば10時間以上の飛行経験を満たさなくても許可・承認を受けることが可能なのか等について、これまでに行った許可・承認の事例を類型化して公表する等の方法によって明確化していただきたい。

各府省からの第2次回答

第1次回答を踏まえた提案団体からの見解にあるとおり、柔軟な対応を行った具体事例について、ホームページ等で公表することにより、幅広く周知していくこととしたい。

なお、屋内は屋外と物理的に隔離されていることから航空法の適用外となり、四面及び上部をネットで囲んだ場合には屋内とみなすことができるため、従来より、航空法の適用外となっている。一方で、御提案にあるような上面が空いている場合には屋内とみなすことができないことから、航空法の適用外とはならない。

また、一般に市販されている比較的安価なドローンであっても、航空機の航行する高度までも飛行することができる（限界高度：5～6,000m程度）ことから、四面のみをネットで囲み、上面についてはネット以外の方法で例えばロープによる係留により高さの制限措置を行う場合でも、そのロープの長さ、係留の位置、四方のネットの高さなどが適切でなければ、特に周辺の人や物件の安全性が確保できないことから、個々の申請において安全性を審査することとしており、申請があつた場合には柔軟な対応をすることとしている。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

16

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

運輸・交通

提案事項(事項名)

地方公共団体による道路整備に伴う踏切新設の際の運用の見直し

提案団体

浜松市、熱海市、御殿場市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的な内容

地方都市において、地方公共団体が道路管理者として道路整備を行うにあたり、道路法第31条に基づき、道路と鉄道が交差する場合は、工事の施工方法及び費用負担について、鉄道事業者とあらかじめ協議・成立させることとなっている。一方で平面交差が認められ、踏切を新設するに至った場合、既存の踏切を除却するよう全国一律の対応を求められるため、調整に多大な時間を要する。

迅速な道路整備が可能となるよう、鉄道の運行回数や自動車の通行量等地域の実態、地方公共団体と鉄道事業者の協議状況を考慮するなど、柔軟に対応されたい。

具体的な支障事例

【支障事例】

道路と鉄道の交差は原則立体交差ではあるが、多額の事業費、事業期間を要する。

道路の交通量又は鉄道の運転回数が少ない場合、道路と鉄道の平面交差は認められているが、運輸局側からは、鉄道の運行本数に関わらず、踏切の存在そのものに事故危険性等の不安を感じていること及び、「踏切道の拡幅に係る指針」において踏切道の統廃合を推進していることから、法に明記されているものではないが、踏切を新設する際には、別の箇所の踏切除却を求められている。

道路整備に伴い新規に踏切を設置する場合、鉄道事業者との協議のほか、踏切の除却箇所の選定・地元住民との調整(合意書)が必要となり、事業実施までに相当期間を要する(浜松市においては、計画策定から踏切除却の合意に至るまで約10年要した)。

【懸念の解消策】

当市を始めとした地方都市では、都市部と異なり、鉄道の運行回数が非常に少ない鉄道(1本／1H)もあるため、踏切の新設時の条件としては、全国一律ではなく、鉄道の運行回数や自動車の通行量等地域の実態、自治体と鉄道事業者との協議状況を考慮したうえで、都市部と地方部と異なる運用とする等、個別に判断されたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都市部と地方部とで異なる運用とすること等により、踏切の新設の際に踏切の除却が一律の要件とならなければ、踏切の除却箇所の調整に時間を割くことなく円滑に事業を進めることができる。

根拠法令等

道路法第31条第1項

鉄道に関する技術上の基準を定める省令第39条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

桶川市、京都市、廿日市市、愛媛県、松浦市

○交通安全対策の中で踏切改良が必要な箇所は存在しているが、提案にある同様な理由で事業が進んでいない。少数利用者の踏切であっても既に地域に根ざした踏切となっており、改良条件に伴う廃止は合意形成を図るうえで非常にハードルが高い条件となっている。

○踏切道の拡幅については、踏切の統廃合が前提とされているため、本市においても、容易に進まない状況があり、運用の見直しの必要性はあると認識している。

○当市における鉄道も運行回数が少ないので、道路整備における新たな鉄道との平面交差については、別の箇所の除却を要し、調整に不測の時間を要するなど同様の事例があることから、同様の措置を求める。

○過去に、都計道の整備及び区画整理事業により踏切道の統廃合が進められてきた。今後、踏切を拡幅する際に、別の箇所の踏切除却を求められても、困難であるため、柔軟に対応されたい。

○踏切の拡幅においては、既存踏切の利用実態や地域内道路の位置付け等から、除却できる踏切が無いため、協議・調整が進まず、踏切道の安全対策等に支障が生じている。

○県道改良で2車拡幅する際に、「踏切拡幅指針」に基づき、鉄道事業者と協議を行い、県内のいずれかの踏切を対象に除却を求められるが、地域の合意を得られないことがほとんどである。

この場合、除却の代替策として、「踏切拡幅指針3.(2)①」での鉄道事業者側による“踏切道拡幅=安全性低下”との解釈により、県内全ての踏切を対象に安全性が低下しないよう、拡幅する当該踏切以外の踏切に対し、4種踏切の1種化(遮断機の設置)から、障害物検知装置の追加設置を最低限として、いずれかの対応を求められている。

本県においても都市部に比べると、鉄道の運行回数は少なく、鉄道事業者側による「踏切拡幅指針」の解釈“踏切拡幅=安全性低下”とは一概には言えない場合もあると思われ、本提案のとおり、地域の実態から都市部とは異なる運用等、地域の実情に応じ個別判断できる指針の運用に見直し願いたい。

各府省からの第1次回答

○道路法第31条第1項及び鉄道に関する技術上の基準を定める省令第39条において、道路と鉄道の交差の方式は、原則、立体交差としなければならないとされているところであるが、例外として、道路の交通量・鉄道の運転回数が少ない場合、地形上やむを得ない場合等について、道路管理者と鉄道事業者との協議が整うことで、立体交差としないこと(踏切道の新設等)も可能とされている。

○したがって、踏切道新設時の既設踏切道の統廃合について柔軟に対応することは、現行の制度の下においても可能である。

○一方で、第10次交通安全基本計画(閣議決定)においては、平成32年までに踏切事故件数を平成27年と比較して約1割削減する目標を設けるとともに、国民の安全確保を目的に、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、踏切道の統廃合を促進しているところである。踏切の数を減らしていくことは、交通安全の確保上、非常に重要なことであるが、こうした踏切数削減の取組がともすると上記の例外規定の適用を困難にしている可能性が認められるところである。

○このため、現在、鉄道局において、踏切道新設に際しての考え方を明確化し、現場の判断がしやすいようにすることを検討中である。

○なお、今回、浜松市等から示された具体的な支障事例中では、「踏切道の拡幅に係る指針」において踏切道の統廃合を推進していることから、法に明記されているものでないが、踏切を新設する際には、別の箇所の踏切の除却を求められている。」という記載があるが、同指針は既存の踏切道に適用されるものであり、新設する踏切道には適用されない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○踏切道の新設の考え方を明確にするに当たっては、踏切の除却箇所の選定や地元住民との調整に長期間を要した本市の事例を踏まえて、迅速な道路整備が可能となるよう、必ず既存の踏切除却を求めるのではなく、鉄道の運行回数や自動車の通行量等、地域の実態を勘案し、現場が柔軟に判断できるよう早期に対応願いたい。

○なお、検討に当たっては、地方自治体の意見を聴く等、地域の実情も反映いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【愛媛県】

回答では、「踏切道の新設に際して、考え方を明確化し、現場の判断がしやすいようにすることを検討中である」とあるが、共同提案での支障事例にのように、既設踏切道の拡幅の際にも支障が生じている。

回答にある通り、既存の踏切道には、「踏切道の拡幅に係る指針」が適用され、他の踏切の除却又は代替策として安全対策等の追加措置が求められており、協議・調整に時間を要する事例がある。

そこで、踏切新設と同じように既設踏切道の統廃合についても、地域の実情に応じ個別判断できる柔軟な対応が可能となるような指針の運用に見直しをお願いしたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

なお、所管省からの回答が「対応することは、現行の制度の下においても可能」となっているが、十分な周知を行うこと。

各府省からの第2次回答

- 踏切道新設に際しての考え方については、引き続き鉄道局で検討中であり、地域の実情も踏まえながらできるだけ早期にとりまとめる予定である。
- なお、踏切道の新設は、地域の交通利便性を高める一方、痛ましい事故の発生リスクや鉄道事業者の保守等に係るコスト等を増加させる一面も有している。このため、踏切の新設に際しては、徹底した安全対策を講じるとともに、追加コスト負担等について、関係者間で合意することが必要と考える。
- また、政府では、第10次交通安全基本計画(平成28年3月11日中央交通安全対策会議決定)において、平成32年度までに踏切事故件数を平成27年度と比較して約1割削減することを目指している。引き続き踏切事故防止のため、踏切道の除却等の推進が必要であることもご理解いただきたい。
- なお、一次回答でも述べたとおり、「踏切道の拡幅に係る指針」は既存の踏切道に適用されるものであり、新設する踏切道には適用されない。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

32

提案区分

A 権限移譲

提案分野

運輸・交通

提案事項(事項名)

鉄道事業・一般乗合旅客自動車運送事業の輸送実績報告等受理事務の国から都道府県への移譲(経由先の変更)

提案団体

千葉県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的な内容

鉄道事業者は鉄道事業等報告規則に基づき、事業報告書及び鉄道事業実績報告書の国への提出が義務付けられており、一般乗合旅客自動車運送事業者についても旅客自動車運送事業等報告規則に基づき、事業報告書及び輸送実績報告書の国への提出が義務付けられているが、地域の公共交通の維持・確保の取組のため、都道府県が希望する場合には、輸送実績報告等の報告に関し、都道府県を経由して国土交通大臣に提出する方法を都道府県が選択できるよう変更を求める。

具体的な支障事例

【現状】

鉄道事業等報告規則第2条により、鉄道事業者は事業報告書及び鉄道事業実績報告書を、国土交通大臣及びその主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長にそれぞれ一通提出しなければならないとされている。同様に、旅客自動車運送事業等報告規則第二条により、一般乗合旅客自動車運送事業者は事業報告書及び輸送実績報告書を、国土交通大臣及びその主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長、運輸監理部長若しくは運輸支局長にそれぞれ一通提出しなければならないとされている。

【支障事例】

地域公共交通施策において、地方公共団体が担う役割・責務が交通政策基本法第9条で示されている一方、地方公共団体は鉄道事業者やバス事業者が国へ報告している路線ごとの実績等の情報を知り得ず、どの区間がどの程度赤字なのか、どの程度輸送人員があるかなど、地域交通の実態が把握できないため、需要喚起策を講じる・補助金等の財政補てんを検討するといったような、路線の維持等に必要な施策を進めることができない。

また、法的根拠等がなければ、事業者も情報提供の協力に応じないのが現状であり、直接の経由が困難ならば、路線の維持に必要な施策実施を目的として地方公共団体側が求めた場合に情報提供を受けることができるような枠組みを構築されたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

実績情報を入手(共有)することにより、事業者ごとの経営状況の把握、地域ごとの運送収入・収支率の把握ができれば、当該地域の交通網の維持・健全化に必要な施策を、適切な時期にとることが可能になる。

根拠法令等

鉄道事業等報告規則第2条・第4条

旅客自動車運送事業等報告規則第2条・第4条

交通政策基本法第9条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

新潟県、岡山県、筑後市、宮崎市

○バス事業者に対し、利用人数などのデータを求めており、提供していただけない状況である。

制度改正されれば、上記などのデータも得られ、交通政策にも寄与すると思うが、バス事業者の理由としては、経営の部分で明らかにされたくないところもあるようなので、その部分では一定の配慮が必要と思われる。

○鉄道事業において路線維持のための地域自治体やまちづくりとの連携が求められているものの、乗降実績等の情報が開示されないため実情把握や目標設定が立て難い。

○当県においても、特に、バスに係る情報について、地域の実態を把握するため、国に対して情報提供を求めたが、提供を断られた事例があった。

同一県内においても都市部や農村部等各地域によって動向が異なることが想定されるため、地方自治体が地域公共交通に係る施策を実施するにあたり、実態を把握するために必要な情報が得られるような仕組みを構築されたい。

○県を経由する必要はないが、情報を提供してもらいたい。

○都道府県のみならず、市町村においても同様の支障がある。バス事業者からの路線廃止の表明は直前にしか行われず、廃止日までの短い期間に地域住民や関係者の理解を得ることは難しい状況である。バス事業者から路線廃止の表明がされてから対策を講じるのでは、地域住民や関係者との調整が難航することが予想されることから、事前に路線ごとの経営状況を把握し対策の検討を行う時間を確保するためにも、国が市町村に対して輸送実績報告書等の開示ができるよう制度改正を求める。

○多くの地方自治体においては、少子高齢化及び都市部への人口流出により人口減少が喫緊の課題となっている。この人口減少がもたらす影響に対応するため、限られた情報のなかで、公共交通網の維持・健全化対策及びコンパクトな街形成に資する施策検討等を実施をしているが、公共交通の情報を得ることは、現状把握をするために極めて重要である。

このため、情報を必要とする地方公共団体が情報提供を受けることができるような枠組みの構築をお願いしたい。

各府省からの第1次回答

事業報告書等は、国土交通大臣が、事業者の監督行政官庁の立場から報告を求めるものであり、事業監督に係る権限を有しない都道府県を経由して事業者から事業報告書等を提出させることは、不適当と考えられる。

また、複数の地方公共団体に跨がる事業者の場合、現行では一の地方運輸局に対して事業報告書等を提出すれば足りるもの、仮に、地方公共団体が求めた場合に当該地方公共団体を経由して提出せざるとすると、事業者は、希望する複数の地方公共団体に事業報告書等を提出しなければならず、事業者の事務負担の増加を招く。また、この場合には、同一の事業報告書等が複数の地方公共団体から国土交通省に進達されることとなり、事務が煩雑化するため、これらの点からも不適当である。

他方、今回の提案の本旨は、「地域の交通網の維持・健全化に必要な施策を行うため、実績情報を入手すること」と解される。地域公共交通施策のために必要な情報を入手する観点からは、交通政策基本法第10条第2項「交通関連事業者及び交通施設管理者は、基本理念にのっとり、その業務を行うに当たっては、当該業務に係る正確かつ適切な情報の提供に努めるものとする」の規定に基づき、事業者との調整の上、これを適切に運用することにより、幅広い情報の提供を受けることが可能である。

以上より、事業報告書等の徴収事務の地方公共団体への移譲は適当ではなく、提案の本旨である情報入手については現行制度により適切に対応すべきものと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案の趣旨はお見込みのとおりであり、本来であれば交通政策基本法第10条第2項の規定の趣旨に基づいて、事業者から任意の提出が行われることが望ましい姿である。しかしながら、当県においても鋭意、事業者に対して情報提供に向けた調整を行っているものの、そもそも県内の事業者数が多い上に、経営情報の提供に応じて頂けない事業者が多く、現状では、努力義務にとどまる限り、提供を受けることは事実上困難と言わざるを得ず、悩ましい現状の中で本提案を行っているものである。

本県提案に対する所管省庁の御見解の中で、事業報告書等の提出について、都道府県を経由する仕組みと

すると事業者の負担が増大すること、監督権限の所在と事業報告書等の提出が対応関係にあること等について言及されているが、仮に制度上、自治体の経由が困難であるとすれば、所管省庁に一律に事業報告書等を提出する仕組みは変更せずに、「事業報告書」等の行政官庁の監督権限の執行の目的のための情報とは別に、国及び地方公共団体が連携して取り組むべき地域公共交通政策の政策目的の達成の観点から、必要となる事業者の経営に関する実績情報等について共有する仕組みを構築していただきたい。

このような仕組みを構築することは、交通政策基本法第9条、第12条、地域公共交通活性化・再生法第4条に定められている国、地方公共団体の責務や役割分担等の法の趣旨・目的にもかなうものであると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【宮崎市】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。もしくは、交通政策基本法第10条第2項の基本理念を事業者に周知いただきたい。

【岡山県】

所管省からの回答が「現行制度により適切に対応すべき」となっているが、提案団体では現に支障が生じているため、交通政策基本法に基づいて提案団体が求める情報を地方公共団体に提供するよう、交通関連事業者等に通知をするか、事業報告書等の内容を地方公共団体へ国からきちんと提供すべきである。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

多くの自治体から、地方公共団体の地域交通に関する調整権能を強化することの必要性について意見が出されている。

交通事業者の状況等、地域交通に関する情報の把握は、こうした調整権能の強化に資するものである。

このため、提案団体の提案に沿って、調整権能の強化が図られるよう検討を進めるべき。

なお、所管省からの回答が「現行制度により適切に対応すべき」となっているが、提案団体では現に支障が生じているため、少なくとも当面の対応として、交通政策基本法に基づいて提案団体が求める情報を地方公共団体に提供するよう交通関連事業者等に通知をするべきである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 交通施策の策定及び実施のために地方公共団体が必要とする交通事業者に係る情報について、事業報告書・実績報告書等の提出によって国土交通省が保有している情報のうち公表している情報と公表していない情報、それ以外の国土交通省が保有していない情報について、それぞれ整理していただきたい。
- 事業者が国に提出している事業報告書・実績報告書については、交通政策基本法(平成25年法律第92号)第9条、第10条及び第12条並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第4条の趣旨等を踏まえ、地方公共団体の交通施策の策定及び実施に資する情報が含まれている場合には、希望する地方公共団体に当該情報を共有することを可能とする仕組みを検討いただけないか。
- 現行法下においては、地方公共団体において、事業者に直接情報提供を求めて拒まれてしまう実態が存在することを踏まえ、交通施策の策定及び実施のために必要な情報を確実に取得できるような仕組みを制度化するべきではないか。

各府省からの第2次回答

- 地方分権有識者ヒアリングで提案団体の要望する情報を詳細に伺った上で対応を整理するようご指摘を受けたところ。
- 提案団体から提供希望があった情報とそれへの対応は別紙の通りとする。
- 加えて、国土交通省より、公共交通事業者に対し、交通政策基本法第10条第2項の趣旨を踏まえ、地方公共団体が地域公共交通の維持確保のために必要とする情報の提供にできる限り協力し、提供に努めるよう、通知を発出することとする。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

39

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

水管理・国土保全局所管補助事業等に係る財産処分承認基準における包括承認事項の拡充

提案団体

石川県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的な内容

水管理・国土保全局所管補助事業等により取得した財産について目的外使用を行う場合、地方整備局長等に
対して財産処分承認申請書を提出し、承認を受けなければならない。
一方、補助事業者等のうち地方公共団体が一定の条件下で行う財産処分については、地方整備局長あて財産
処分報告書の提出をもって承認があったものとみなされる。(包括承認)
当該包括承認ができる事項として、「災害対応等緊急性が認められる場合」を追加する。

具体的な支障事例

【現行制度】

水管理・国土保全局所管補助事業等により取得した財産について目的外使用を行う場合、地方整備局長等に
対して財産処分承認申請書を提出し、承認を受けなければならない。
一方、補助事業者等のうち地方公共団体が一定の条件下で行う財産処分については、地方整備局長あて財産
処分報告書の提出をもって承認があったものとみなされる。(包括承認)

【支障事例】

平成 30 年 1 月 11 日から 14 日にかけての大雪(金沢市では 7 年ぶりに 60 cm 超の積雪を記録)により、市内の
雪捨場沿道の除雪が追いつかず、圧雪が残ったままであったため、運搬排雪車両の円滑な通行に支障を來した。

これを受け翌 15 日、主要幹線道路に隣接し、広大な緩衝緑地帯を持つ犀川左岸(さいがわさがん)浄化センターを新たな雪捨場とすることが適当と判断し、財産処分承認申請書を北陸地方整備局長に提出し、同局担当者
へ一報のうえ承認を待たずに同日夜より雪捨場としての使用を開始した。その後、同月 25 日付で承認がなされた。

(1) 雪捨場の開設準備、排雪運搬業者への連絡等の対応を行う中で、申請書類作成などの財産処分承認申請
に係る事務が発生したことから、迅速な道路除雪の実施に支障を來した。

(2) 申請から承認までの 10 日間は当該財産処分に法的根拠がない状態であり、法順守や事故時等の責任関
係の観点から、地方公共団体として不安定な立場に置かれた。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【制度改正による効果】

- (1) 迅速な道路除雪の実施が可能となる。
- (2) 財産処分に係る法順守が徹底される。

【参考】

農林水産省の財産処分承認基準には「補助対象財産の一部を利用する場合であって、その利用が補助目的の
一部として想定されておらず、補助対象財産の機能等を損なうことのない場合には、補助目的に反しない利用と

なることから、財産処分には該当せず、本基準に定める手続を経ることを要しない。」との規定があり、本件に置き換えた場合は報告すら不要となる。当該承認基準を参考にされたい。

根拠法令等

- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条
- ・水管管理・国土保全局所管補助事業等に係る財産処分承認基準(国土交通省水管管理・国土保全局長通知)2(1)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

○本市においては、平成29年度の豪雪を受け、排雪場の確保は非常に重要であると考えており、今後の大雪に備え、あらかじめ多数の排雪場を確保することとしている。

しかし、想定外の豪雪で、あらかじめ確保した排雪場だけでは不足が生じ、緊急的に別の排雪場を確保することとなった場合等、制度改正は有効であると考える。

各府省からの第1次回答

財産処分の制限規定は補助目的の完全な達成を確保するためのものであるところ、補助目的の達成の確保については、災害の程度や財産処分の内容に応じて個別に判断する必要があるため、制度改正により統一的な基準を設けることは想定していない。緊急性がある案件については、適宜対応することとしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「財産処分の制限規定は補助目的の完全な達成を確保するためのものである」点については理解できる。
しかし、本提案は緊急時における一時的な対応を念頭に置いているものであることから、補助対象財産の機能等を損なうことは無いものと考えている。
このように、緊急時で、財産管理上支障がない場合は、包括承認としていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
所管省は個別に判断する必要があるとの回答であるが、大規模・広域・複合災害へ迅速な対応を図るために、統一的な基準の見直しを積極的に行っていくべきである。

各府省からの第2次回答

水管管理・国土保全局所管補助事業等に係る財産処分承認基準においては、申請手続の原則として、財産処分を行う場合には承認申請書を提出しその承認を受けるものとしているが(個別承認)、今回の要望も踏まえ、雪害の発生による補助対象財産の目的外使用が見込まれる場合は、あらかじめ承認申請を行っていただきこれを承認することで対応させていただきたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

59

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

中小企業等協同組合からの暴力団排除のための中小企業等協同組合法の改正

提案団体

京都府、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的な内容

中小企業等協同組合から暴力団を排除することができるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。

具体的な支障事例

【支障】

近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合についても全国中央会が定める定款参考例へ暴力団排除の条文が加わったところである(平成 27 年)。しかし、中小企業等協同組合法には暴力団排除規定が置かれておらず、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したいが、法律上での明確な根拠がないことが支障となり、排除することが難しい。また、警察への暴力団照会も、法律上での明確な根拠がないために行えない状況である。

【改正の必要性】

反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策閣僚会議の「世界一安全な日本」創造戦略においても、「各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。については、他法律(賃金業法や水産業協同組合法など)と同様に、中小企業等協同組合法にも暴力団排除規定を追加することを求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

—

根拠法令等

中小企業等協同組合法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

石岡市、川崎市、綾瀬市、奈良県、愛媛県、熊本市、大分県

○今後支障事例が生じる可能性は高いこと、また、暴力団排除が社会全体の課題であることや賃金業法など類似法令との整合性から改正が必要である。

○反社会的勢力排除を徹底する上で、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定の追加は必要不可欠であると考えられる。

○本県においても、他県と同様、仮に暴力団関係者から組合設立の認可申請があった場合、認可を拒否する法令上の明確な根拠がないことから、法改正の必要性があると考える。

○認可の根拠法である中小企業等協同組合法において、明確な排除規定がないことから、法に基づいて暴力団と関わりのある組合の認可を拒否することは、難しいと考える。暴力団排除条例の制定等により、県レベルの施策として暴力団の排除が全国的に進む中、組合等団体における企業倫理を遵守する意味でも、法において排除規定を定めることに賛同する。

各府省からの第1次回答

【警察庁】

警察としては、暴力団の資金獲得活動の実態解明を図り、中小企業等協同組合法に関連する暴力団の違法・不当な介入実態が判明したならば、主管省庁である中小企業庁に情報を提供するなどの協力をに行ってまいりたい。

なお、各法令において暴力団排除条項を設けるべきか否かについては、各法令が規制する事業者等における暴力団の活動の有無等の実態を踏まえつつ、主管省庁において個々の法令ごとにその必要性を判断すべきものであり、必要性があると判断されたものから可能な限り早期に当該法令を改正して暴力団排除条項を盛り込んで対応すべきものである。したがって、まずは、主管省庁である中小企業庁において暴力団排除条項の要否が検討されるべきである。

【金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

現時点で、中小企業等協同組合法に基づき設立された組合が、実際に暴力団の活動に利用されているなどの情報は警察当局などから寄せられていない。今後、必要に応じて各自治体等からの情報提供等を通じて更なる状況把握を行うとともに、政府全体の取組状況も踏まえつつ対応してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

業界によっては、刑事事件等を起こした過去がある等、暴力団の関与が懸念されることがある。近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合の関係者が、暴力団関係者であることは望ましくないため、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したい。

また、暴力団の関与を事前に防止する必要があると考えるため、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定への追加を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

公共工事や許認可などの行政分野において、暴力団の関与をあらかじめ防ぐとともに、排除を進めるため、法改正により暴力団排除条項を追加すべきである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

中小企業等協同組合法を改正し暴力団排除規定を追加するためには、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保できないなどの具体的な立法事実が必要であるが、現時点でそのような情報を把握していない。

引き続き中小企業庁と警察庁が協力して情報収集を行い、中小企業等協同組合法の目的である「中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ること」を成すにあたり、暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置を講じ

る必要があると認められる場合には、必要な措置を検討することとしたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

73

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

国土利用計画法に基づく土地売買等届出に係る副本提出の義務付け廃止

提案団体

愛知県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的な内容

国土利用計画法の土地売買等の事後届出(第 23 条第 1 項)に係る事務について、条例による事務処理特例制度(地方自治法第 252 条の 17 の 2)により、権限移譲を受けている市町村に係る土地売買等届出書については、副本の提出の義務付けを廃止する。

具体的な支障事例

【支障事例】

国土利用計画法では、一定の面積要件等を満たす土地売買等の契約を締結した場合は、対象となる土地が所在する市町村を経由して都道府県に事後届出をすることが義務付けられ、同法施行規則により、正本(都道府県分)、副本(市町村分)及びそれに添付する書類を提出することとなっている。

当該届出に係る事務に関しては、条例による事務処理特例制度により権限移譲を受けている市町村※があり、そうした市町村においては正本の提出があれば足りるもの、国土利用計画法施行規則ではこうした場合の副本の提出についての取扱規定がないため、届出者は活用されることのない副本及びその添付書類を作成しなければならず、また、市町村は正副の届出書等 2 部を保管しなければならない。(市町村は、権限移譲を受ける前は、副本等 1 部を保管。)

※愛知県内では、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、津島市、小牧市、稻沢市、東海市、大府市、岩倉市、愛西市、豊山町、東栄町及び飛島村(平成 30 年 4 月現在)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【制度改正による効果】

事後届出に係る権限移譲を受けている市町村においては、届出書の正本及びその添付書類 1 部のみを提出すれば足りる、とすることで、届出者及び当該市町村の事務負担を軽減することができる。

根拠法令等

- ・国土利用計画法 23 条第 1 項
- ・国土利用計画法施行規則第 20 条第 1 項及び第 2 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

岡崎市、一宮市、津島市、小牧市、愛西市、豊山町、東栄町、鳥取県

○本市は、国土利用計画法の届出に係る事務に関して、条例による事務処理特例制度により権限移譲を受け

ている。権限移譲を受ける前は、副本等1部を市で保管していたが、権限移譲後は正副の届出書2部を保管していることになっている。現状、正本の提出のみで足りるため、届出者は活用されることのない副本及びその添付書類を作成し、提出していることになる。そのため、副本の提出義務が廃止されれば、届出者及び市の負担軽減することができるため、本市は提案に参画する意向である。

○本市では、国土利用計画法の土地売買等の事後届出(第23条第1項)に係る事務の権限移譲を受けており、平成29年度は、54件の当該届出に係る事務を行ったが、左記事例のとおり、活用されることのない副本に係る不要な事務負担が生じている。

○国土利用計画法では、一定の面積要件等を満たす土地売買等の契約を締結した場合は、対象となる土地が所在する市町村を経由して都道府県に事後届出をすることが義務付けられ、同法施行規則により、正本(都道府県分)、副本(市町村分)及びそれぞれに添付する書類を提出することとなっている。

当該届出に係る事務に関して本市は、愛知県条例による事務処理特例制度により権限移譲を受けており、正本の提出があれば足りるもの、国土利用計画法施行規則ではこうした場合の副本の提出についての取扱規定がないため、届出者は活用されることのない副本及びその添付書類を作成しなければならず、また、当市は正副の届出書等2部を保管しなければならない。(権限移譲を受ける前は、副本等1部を保管。)

届出に係る提出書類を、正本及びその添付書類1部にすることで、届出者及び当市の事務負担を軽減することができる。

○本市においては、権限移譲を受けているため、事務処理に際して正本の提出があれば足りるが、正副2部を受付処理している。

権限移譲を受けている市町村における副本の提出の義務付けを廃止することで、行政側においては、事務手続き時に正本のみの書類確認で済むため、事務処理時間の短縮につながることに加え、正本の届出書1部を保管すればよいこととなる。一方届出者側においては、副本を作成する必要がなくなることから、書類作成の負担軽減による行政サービスの向上も期待される。

○提案のとおり、本県でも同様の事例が生じていると考えられる。権限移譲を受けている市町村内の届出については、届出書と意見書の写しを県に送付してもらっており、本書は県で保管していない。

各府省からの第1次回答

国土利用計画法第23条に基づき届出を課している土地取引内容については、同法に基づいて都道府県知事が行う注視区域等の指定の判断材料となるものであるため、都道府県においても把握していることが必要である。このため、条例に基づく事務処理特例制度により届出に係る事務が市町村へ権限委譲がなされていることにより、ただちに同法施行規則第20条第1項に規定されている、正本及び副本の提出が不要になるものではない。

今後、副本の取り扱いを含め都道府県に適切に情報が共有される方法について検討することにより、可能な事務負担の軽減について検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現在、国土利用計画法第23条に基づく届出については、届出件数及び内容を都道府県から国土交通省へ報告する必要がある(平成12年4月3日付け 12国土利第141号、12国土地第111号、土地利用調整課長・地価調査課長通達)。そのため、本県では権限移譲市町村から事後届出処理内容書及び土地売買等届出書の写しが電子メール等により提出される仕組みとしており、副本及びその添付書類がなくとも、都道府県知事が行う注視区域等の指定の判断等に支障が生じることはない。

このように、権限移譲された市町村との間で、届出内容等について情報共有することは可能であることから、事務処理上活用されない副本およびその添付書類の提出義務を速やかに廃止し、届出者及び市町村の事務負担の軽減を図るべきである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【一宮市】

現在、国土利用計画法第23条第1項に基づく届出については、愛知県へ事後届出処理内容書及び土地売買等届出書の写しを電子メール等で送付をしており、愛知県は届出内容の把握を届出書の副本及びその添付書類の提出によらなくても可能である。このため、副本及びその添付書類の提出義務廃止によって県知事が行う注視区域等の指定の判断等へ支障が生じる恐れはないと考えられる。

このように、届出内容等については愛知県と市町村で情報共有がなされていることから、事務処理上活用されない副本およびその添付書類の提出義務を廃止することにより、届出者及び市町村の事務負担の軽減を図り

たい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

一次回答のとおり、条例に基づく事務処理特例制度により国土利用計画法第23条の届出に係る事務が市町村へ権限委譲がなされていることにより、ただちに同法施行規則第20条第1項に規定されている正本及び副本の提出が不要になるものではない、ということに変更はない。

ただし、市町村及び届出者の事務負担の軽減のため、都道府県と権限移譲された市町村との間で電磁的方法等によって届出内容等について適切な情報共有の措置が行われている場合については、届出者からの提出書類は正本のみとすることを可とする方向で検討してまいりたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

75

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

運輸・交通

提案事項(事項名)

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る生活交通確保維持改善計画の記載事項の簡素化

提案団体

愛知県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的な内容

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金(以下「補助金」という。)の申請に係る、生活交通確保維持改善計画(以下「計画」という。)において記載することとされている「地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額」(以下「維持事業に要する額」という。)の、2・3年目分については、前年度から運行形態(運行距離、運行回数等)に変更がないと予定される場合は記載を不要とする。

具体的な支障事例

【支障事例】

補助金の申請をするためには、それに先立って、行政、交通事業者等で構成する協議会が計画を策定・提出し、国土交通大臣の認定を受ける必要がある。この計画による補助の対象期間は1年のみであるが、計画には、向こう3カ年の維持事業に要する額を記載しなければならない。
しかしながら、国庫補助算定額の基準とするのは、1年目の維持事業に要する額のみと思料される。また、年度ごとで運行形態に変更がない場合、1年目と2、3年目の維持事業に要する額に生じる差は、曜日配列の違いによるもののみであり、金額としても補助対象路線1本につき1万円程度のわずかな差である。このように、2年目、3年目の維持事業に要する額を算出する必要性に乏しい場合でも、当初申請にかかる計画の策定時に、本県では、補助対象路線61本(平成29年6月現在)の2年目、3年目の維持事業に要する額を算出する必要があり、相当の事務負担を要している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【制度改正による効果】

必要性の乏しい記載を廃止することで、協議会の関係者の負担を軽減し、事務の効率化を図ることができる。

根拠法令等

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第7条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、福島県、千葉県、石川県、兵庫県、岡山県

○2年目、3年目については、結局次年度、次々年度に直近の実績をもとにした単価で算出し直さねばならず、無駄な作業となっている。

○本県においても3カ年計画策定にあたり、事業者へ資料作成を依頼しているが、曜日によって運行回数が変

わる場合、向こう3ヵ年の曜日ごとの運行日数の振り分けを行う必要があり、事業者にも相当の事務負担を要している(平成30年6月現在 補助対象50系統)

また、協議会へ諮る際にも3ヵ年分の資料を配付する必要があり、相当の事務負担を要している。

必要性の乏しい記載を廃止することで、協議会関係者の負担を軽減し、事務の効率化を図ることが出来ると思われる。

○補助対象事業者が複数ある場合には、事業者ごとに運行ダイヤ(平日、土日休日、休校日など)の設定が異なるため、必要性に乏しい2ヵ年目、3ヵ年目の事務作業に多大な負担が生じている。

各府省からの第1次回答

地域間幹線系統確保維持費補助金に係る生活交通確保維持改善計画は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第7条により、向こう3ヵ年の事業内容を記載することとしている。

これは、地域間幹線系確保維持費補助金を含む地域公共交通確保維持事業が、地域公共交通の存続が危機に瀕している地域において地域の特性・実状に最適な交通手段を確保・維持することを目的として実施される事業であり、この事業の実施計画となる生活交通確保維持改善計画において、地域公共交通を確保・維持するための定量的な目標・効果等が適切に計画されているかを判断する上で、複数年度の事業内容で確認する必要があることから記載を求めているものである。

しかし、いただいた支障事例のような、運行形態に変更がなく、曜日の違いから生じる微少な差額等、地域公共交通を確保・維持するための定量的な目標・効果等が適切に計画されているかを判断する上で影響が無いと考えられるものについては、記載事項の簡略化について検討して参りたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

記載事項の簡略化の検討に際しては、2・3年目分の維持事業に要する額の記載の省略による抜本的な見直しを図られたい。

また、検討のスケジュールをお示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

次期計画の検討・策定期間に、地域公共交通を確保・維持するための定量的な目標・効果等が適切に計画されているかを判断する上での影響の有無を含め記載事項の簡略化について検討して参りたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

76

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

運輸・交通

提案事項(事項名)

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金のうち車両購入費に係る金融費用について変動金利を適用した場合の対応の柔軟化

提案団体

愛知県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的な内容

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金(以下「補助金」という。)のうち、車両購入費に係る金融費用(借入金の利息)の補助に関し、変動金利を適用している場合には、「生活交通確保維持改善計画(以下「計画」という。)に記載する補助対象経費について、過去一定期間の金利変動幅や金利の平均といった根拠をもとに、安全率を見込んだ数字(上限見込み額)を記載できるようにする」、「変更に係る申請は、借入先から利率変更の通知があつてから、速やかに行うこととし、変更後の金利が適用される前に計画の認定が間に合わなかった場合でも、新しい金利を遡及適用する」といった柔軟な対応を可能とする。

具体的な支障事例

【支障事例】

補助金の申請をするためには、それに先立って、行政、交通事業者等で構成する協議会が計画を策定・提出し、国土交通大臣の認定を受ける必要がある。補助金には複数の補助対象事業が用意されているが、このうち車両購入費に係る金融費用(借入金の利息)の補助を受ける場合、計画策定期点の金利によって算出した補助対象経費を記載する必要がある。計画認定後、金利の上昇により、補助対象経費が増額となる場合は、あらかじめ国土交通大臣から計画の変更について認定を受ける必要があり、当該認定申請は、上昇した金利が適用される1か月前までに提出するよう求められている。(認定申請が間に合わなければ、金利上昇による経費増分は補助対象外となる。)

しかし、本県においては、借入先から事業者に対する利率変更の通知は必ずしも金利適用の1か月前となっておらず(借入先の決まり等に基づく)、申請に係る手続(協議会の開催など)を考えると、申請期限までに変更申請が間に合わない場合には、補助対象事業者が金利上昇分の補助を受けられない事態が生じる。また、金利の変動の度に、協議会において関係市町村長や関係バス事業者代表者等を交えた議論を経て申請を行うことは、大きな事務負担となる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【制度改正による効果】

金利の上昇局面であっても、補助対象事業者は車両購入費に係る金融費用について、実態に即した補助金を確実に受け取ることができる。また、補助対象経費の上限見込み額とすれば、金利が変動してもその度に変更申請を行う必要がなくなるため、計画策定期点である行政、交通事業者等で構成する協議会の関係者の負担が軽減される。

根拠法令等

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第9条第1項、同第25条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

山県市

—

各府省からの第1次回答

生活交通確保維持改善計画の変更については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第9条により事前の変更認定が必要とされている。当該変更認定の申請期限については、交付要綱上の定めは無いが、必要な事務処理期間として、変更適用日の1ヶ月前の申請を要請している。

一方、支障事例のように1ヶ月前に変更内容が確定しない等、やむを得ない事情がある場合については、あらかじめ相談頂き、1ヶ月以内の申請についても柔軟に対応しているところ。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「1ヶ月以内の申請についても柔軟に対応しているところ」とあるが、本県の事例に限らず、1ヶ月前までに変更認定に向けた対応を行うことが困難な事例は全国的にもあると想定されるため、周知を徹底していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

やむを得ない事情がある場合については、あらかじめ管轄の地方運輸局等にご相談頂き、申請時期について引き続き柔軟に対応して参りたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

108

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

建築基準法第 51 条ただし書の許可を要さない産業廃棄物処理施設の規模の見直し

提案団体

富山県

制度の所管・関係府省

国土交通省、環境省

求める措置の具体的な内容

建築基準法第 51 条ただし書の許可を要さない産業廃棄物処理施設の規模の要件を見直し、工業地域又は工業専用地域内における廃プラスチック類の破碎施設の建築に係る手続を簡素化・迅速化すること

具体的な支障事例

産業廃棄物処理施設については都市計画で敷地の位置が決定されていなければ新築・増築ができないことされているが、建築基準法第 51 条ただし書の規定による特定行政庁の許可を受ければ新築・増築が可能であり、さらに一定規模以下の施設は同許可を受けることなく、新築・増築が可能となっている。

許可を要さない施設の規模について、特に、廃プラスチック類の破碎施設については、規模が1日当たり6トン以下の処理能力とされており、これは1日当たり 100 トン以下の処理能力とされている木くず又はがれき類の破碎施設と比べて厳格な規制となっている。

中国政府が平成 29 年 12 月末から生活由来の廃プラスチックの輸入を禁止したため、これまで資源として中国に輸出されていた廃プラスチックが国内で処理せざるを得なくなることが見込まれており、本県では県内の廃棄物埋立量削減のため民間事業者による廃プラスチック類の破碎施設の設置を推進しているが、建築基準法第 51 条ただし書の許可及びそのための都市計画審議会の議を経る必要があり、速やかな建築に支障を來している。県内の廃プラスチック類の破碎施設に対しては、破碎後の処理物の飛散防止のため屋内保管を徹底しており、屋外保管する木くず又はがれき類の破碎施設と比較しても、周辺環境への影響が小さくなるよう十分に配慮している。このように周辺の生活環境への配慮措置がなされている廃プラスチック類の破碎施設においては、建築基準法第 51 条ただし書の許可を要さない規模の要件を、木くず又はがれき類の破碎施設と同等程度と見直すよう求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

本制度改正により破碎施設の建築に係る手続を簡素化・迅速化することで、国内資源循環確保に向けたプラスチックリサイクル体制整備の確保の促進が図られるとともに、地方公共団体の事務負担の軽減に資する。

根拠法令等

建築基準法第 51 条

建築基準法施行令第 130 条の 2 の 3

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

上越市

○民間事業者が行う産業廃棄物処理施設、一般廃棄物処理施設は一定規模を超えると建築基準法第51条ただし書の規定による特定行政庁の許可を受けなければならない。一定規模以下の施設は同許可を受けることなく新築・増築が可能である。一例として工業地域、工業専用地域内の産業廃棄物処理施設の木くず又はがれき類の破碎施設は100t／日以下であれば緩和規定により許可不要となっているが、廃プラスチック類の破碎は6t／日を超える場合、一般廃棄物処理施設の木くず、がれき類の破碎は5t／日を超える場合は許可が必要となり、都市計画審議会の議を経る必要もあることから、民間事業者に対してはスケジュールも含め負担となっている。

都市計画上の支障の有無を判断するにあたり、土地利用計画、車両の搬出入経路及び台数、生活環境影響調査からも影響は同程度であるものと考えられることから、廃プラスチック類の破碎や一般廃棄物処理施設の破碎等についても緩和の見直しを求める。

本制度改正により、手続きの簡素化・迅速化することで、国内資源循環確保に向けたリサイクル体制整備の確保の促進が図られるとともに、地方公共団体の事務負担の軽減に資する。

また、本来であれば処理施設等は都市計画で敷地の位置を決定することが原則とされており、許可においても都市計画法上の支障の有無の判断が重要となるため、許可の手続きとしては都市計画法によるものであったほうが合理的であると考える。

各府省からの第1次回答

【国土交通省】

○建築基準法第51条において、都市計画区域内においては、産業廃棄物処理施設等は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならないこととされている。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでないとしている。

○建築基準法施行令第130条の2の3第1項第3号において、周辺の環境に影響を与えない一定の小規模な産業廃棄物処理施設については、都市計画決定等を不要としているところであり、この規模を超えるものについてはその敷地の位置が都市計画上支障がないかを個別の実状に応じて判断する必要があるため、特定行政庁（富山県内であれば富山県等）の許可により対応することが適切であると考えている。

【環境省】

○建築基準法に関しては国土交通省が所管しているところですが、環境省としては、建築基準法施行令第130条の2の3第1項第3号において、都市計画決定等を不要としている産業廃棄物処理施設の規模の見直しについての協議等があった場合には、ご指摘を踏まえて対応して参ります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○技術向上に伴い破碎機の環境性能が向上（騒音・振動の軽減）している中で、周辺の環境に影響を与えない施設の規模として、一律に処理能力が1日6トン以下として定められている合理的な理由はなにかお示しいただきたい。

○「周辺の環境に影響を与えない一定の小規模な産業廃棄物処理施設については、都市計画決定等を不要としているところ」とあるが、廃プラスチック類の破碎施設はそもそも木くず又はがれき類の破碎施設よりも周囲に与える影響は小さいと想え、本県では、破碎前後の廃棄物・処理物の飛散防止のため屋内保管を徹底しており、屋外保管する木くず又はがれき類の破碎施設と比較しても、周辺環境への影響が小さくなるよう十分に配慮している。

○また、中国や東南アジア諸国が廃プラスチック類の輸入を制限し、国内での廃プラスチックの処理、とりわけリサイクルによる処理が必要となるなど、社会経済情勢が変化していることから、1日6トン以下とする合理的な理由がないのであれば、周辺の環境に影響を及ぼさないと認められる範囲内で、規模の要件を見直すべきと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

【国土交通省】

○建築基準法施行令第130条の2の3第1項第3号で定める周辺の環境に影響を与えない施設の具体的な規模については、「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」に規定する特定施設の整備に関する基本指針を参考に、処理施設が周辺環境へ与える騒音、振動等だけでなく、搬出入に伴う交通量増加や交通安全等、周辺市街地環境への影響を踏まえた上で定めている。

○提案団体においては、廃プラスチック類の破碎施設の設置にあたり、周辺環境への影響が小さくなるように十分配慮しているとあるが、そういった提案団体に限られる個別の実状も含め、都市計画や都市計画審議会の議を経て行う特定行政庁の許可により対応することが適切であると考えている。

○なお、都市計画決定や特定行政庁の許可は地方公共団体(の長)が実施権者であり、既に分権化されていると認識している。したがって、具体的な施設の建築にあたっては、地方公共団体の関係部局が事前調整の上、すみやかに手続きを行うことも可能である。(標準処理期間を定めることも有効であると考える。)

【環境省】

産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律は、産業廃棄物の処理施設の安定的供給と産業廃棄物の適正処理の推進を目的としており、基本指針に定められた規模要件は、効率的な産業廃棄物の処理を行うことができる施設として融資等の対象となる施設の処理能力として規定されています。

環境省としては、建築基準法施行令第130条の2の3第1項第3号において、都市計画決定等を不要としている産業廃棄物処理施設の規模の見直しについての協議等があった場合には、ご指摘を踏まえて対応して参りたいと考えています。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

118

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

都市計画に係る国土交通大臣の同意・協議が不要となる軽易な変更の範囲の見直し

提案団体

群馬県、茨城県、栃木県、新潟県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的な内容

一般国道の交差部における隅切りを廃止する場合など、道路の区域を一部縮減する場合についても軽易な変更として国土交通大臣との同意協議を不要とすることができるよう軽易な変更の範囲の見直しすること。

具体的な支障事例

道路に関する都市計画の変更に係る国土交通大臣の同意協議が不要となる軽易な変更の範囲について、都市計画法施行規則第13条第3号において、道路の拡幅による位置又は区域の変更は含まれているが、道路の縮減による位置又は区域の変更は含まれていない。本県では、平成24年度に県内の都市計画区域で市決定都市計画道路を廃止したが、これに伴い当該道路に交差する一般国道の隅切り部分も廃止するため国土交通大臣の同意を要することとなり、国との下協議から含めると5ヶ月程度追加処理日数を要した。

道路に関する都市計画の軽易な変更の範囲について、拡幅による位置又は区域の変更だけではなく、上記のように一般国道への影響が少ないような幅員の縮減による位置又は区域の変更についても、軽易な変更として国土交通大臣との同意協議を不要とするよう見直しを求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

近年、地方自治体において長期未着手となっている都市計画道路が多数存在していることが課題視され、都市計画道路の更なる見直しが促進されているところ。不要となった都市計画道路の見直しにあたって、手続の長期化の要因となっている国土交通大臣との同意協議の範囲を見直し、都市計画の変更手続を簡素化することで、社会経済情勢を踏まえた都市計画の適時適切な見直しを円滑に実施することが可能となる。

根拠法令等

都市計画法第21条第2項
都市計画法施行令第14条第2号
都市計画法施行規則第13条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

鳥取県、岩国市、高松市、宮崎市

○当市においても、長期未着手の都市計画道路について見直しに着手したところであり、今後同様の支障事例が発生する可能性がある。都市計画道路の適時適切な見直しを円滑に進めるためにも、具体例で挙げられているような隅切りの廃止などは軽易な変更の範囲として取り扱うべきであると考える。

○本市においては現時点では具体的な支障事例は発生していないものの、提案団体同様に長期未着手路線の見直しに取り組んでおり、今後同様な事例が発生することが想定される。都市計画の実質的な変更を伴わず、すでになされている国土交通大臣の同意の判断の前提を何ら崩さないと認められるものについて協議を不要とするなど、事務の簡素化が望まれる。

○本市の都市計画道路の未着手区間の多くは整備予定の目処が立たないことや、都市計画決定から長期間を経過したことによる都市構造や交通需要の変化等により、当初の計画と整合しなくなってしまい、縮小・廃止も含めた都市計画道路網の見直しを予定している。そのため、今後提案事例と同様なケースも想定され、手続きを簡素化することで都市計画の適時適切な見直しを円滑に実施することは重要である。

○本県においてこれまで支障事例は無いが、将来的には同様の支障が生じる可能性があること、また道路の区域の縮小による都市計画の変更是、拡幅の場合に対し社会的な影響は小さいと考えられ、軽易な変更として扱うことは妥当であることから、制度改正の必要性はあるものと考える。

各府省からの第1次回答

都市計画道路の区域を縮小する都市計画の変更については、計画上の機能を満足するために必要なものとして決定した区域を縮小することで、都市計画施設の機能の低下につながる可能性が考えられることから、軽易な変更の対象としていないものである。

提案内容の、一般国道の交差部における隅切りの廃止については、接続する市町村道の都市計画を廃止する場合、交通計画上の影響等について国としても検討する必要があると考えている。

この影響や対応策について検討を行うためにも、当該制度によって都道府県より協議を受ける必要があると考えているため、提案内容を軽易な変更とすることについては事例の詳細を踏まえて今後検討を行う。

なお、都市計画法第18条第3項の規定に基づく協議については、当該手続の迅速化を図るために、標準的な処理期間(事前協議40日、本協議20日)を定めている。提案内容に含まれる具体事例についても、この日数内に処理を行っている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「計画上の機能を満足するために必要なものとして決定した区域を縮小することで、都市計画施設の機能の低下につながる可能性が考えられることから、軽易な変更の対象としていない」とのことですが、本事例は、接続する市町村道の廃止に伴い、明らかに不要な隅切りを廃止し、国道の形状を整えるものであることから、都市計画道路の機能の低下につながる可能性は低いものと考えています。また、そもそも接続する市町村道の都市計画道路の廃止は、国道に将来流入する交通量が皆無になるものであり、隅切りを廃止するか否かにおいて、国が交通計画上の影響を検討する必要はないと考えます。

国土交通大臣との協議を行う場合は、協議に係る手続・調整等の事務負担が発生するため、本事例のように都市計画上の影響が少ないものについては、同意・協議の対象とならないようにしていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

同意を要する協議は必要最小限とすべきであり、提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

提案を受け、他の類似事例を確認した結果、本件の隅切り部分の都市計画道路の区域の変更については、他の都市計画道路の廃止に伴い必然的に生じるものであるとして、国土交通大臣への協議・同意を不要としても大きな支障は生じないと判断した。

今後、当該都市計画変更を都市計画法施行規則第13条に定める「都市計画の軽易な変更」に位置付けるよう、省令改正の検討を進める。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

119

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

汚水処理施設の統廃合に係る財産処分の制限の緩和

提案団体

群馬県、福島県、栃木県

制度の所管・関係府省

内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的な内容

汚水処理施設に係る都道府県構想に基づく当該施設の統廃合・再編に当たっては、補助対象施設の供用開始後 10 年未経過であっても、財産処分の際に国庫返納不要で包括承認することとする。

具体的な支障事例

現在、本県では、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの汚水処理施設を、効率的かつ適正に配置し整備するための配置計画である県汚水処理計画を定め、計画的に施設の統廃合等を進めているところ(現計画では 13 施設の統廃合を計画)。

本県では、農業集落排水施設やコミュニティ・プラントの一部を廃止して、下水道処理に切り替えていく方針である。

この際、農業集落排水やコミュニティプラント等の終末処理施設を廃止するとともに、これまで農業集落排水やコミュニティプラントに繋がっていた管渠については、下水道につなぎ直す必要があり、元々農業集落排水やコミュニティプラントのために整備した管渠を目的外使用する必要がある。

管渠を含む汚水処理施設は農山漁村地域整備交付金や地方創生汚水処理施設整備交付金、循環型社会形成推進交付金を活用して、新設や改築更新を行っており、その使用開始から 10 年未経過の間に計画通り統廃合を進めようとすると、補助金の返還が発生し、計画の遂行に支障を来す場合がある。

汚水処理施設の統廃合・合理化を進める支障とならないよう、補助財産の処分に当たっては、整備、修繕から 10 年未経過の施設であっても、補助金の返還なく、財産処分が可能となるようにするよう提案する。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

汚水処理施設の広域化・共同化を進めるための、施設のスムーズな統廃合や効率的な計画の策定・遂行に資する。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条

内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続き等について

(平成 20 年 5 月 27 日府会第 393 号)

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(農林水産省平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号大臣官房経理課長通知)

環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準の整備について

(環境省平成 20 年 5 月 15 日付け環企発第 080515006 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

那須塩原市、石川県、福井県、静岡県、愛媛県、今治市

○当市も現在補助金を入れて処理場の改築更新を行っており、特に農業集落排水事業においては、人口減少による流入量の減少から施設の統廃合・合理化が喫緊の課題となっている。

当市は農業集落排水事業で4処理場があり、処理場の統廃合・合理化については同様の問題をかかえており、整備・更新から10年未満であっても補助金の返還なく財産処分ができるよう制度改正を要望する。

○本市も処理場の統廃合を進めておりますが、農集と公共下水の統廃合に係る10年未経過施設の財産処分において、補助金返還が必要だと言われ統廃合計画に支障をきたしています。

本市としては、合併により類似施設が複数あることを理由として、財産処分(報告)を行う方向で協議していましたが、合併から年月が経過している(10年経過、但しそれまで農集内の統合作業を実施。)、新市建設計画への記載が不十分等の理由で認められません。

現在の人口減少に伴う下水道使用料の減収見込みや施設の更新・改築経費の負担など、下水道事業を取り巻く環境を考えたとき、また下水道関係三省が積極的に、広域化・共同化を推進している中、弾力的かつ積極的に補助金返還の必要がない財産処分を認めるべきと考えます。

また、農集と公共の統合のように、目的は異なっていても、同様の手段を以って目的の達成を図るものについては、農水省財産処分承認基準第3条別表1の無償譲渡の備考欄(補助条件を承継する場合は、国庫納付を要しない。)に該当するものとして、補助金返還を不要とする取り扱いを希望します。

○当市の農業集落排水処理施設は、現在、広域化・共同化のための検討を開始しているところであるが、供用開始から日が浅い施設については、財産処分の際に国庫返納が必要なことをもって、広域化・共同化を断念することも一般的には考えられることから、施設のスムーズな統廃合や効率的な計画の策定・遂行に資すると思われる。

○当市は県生活排水処理構想のもと、市生活排水処理基本構想に基づき農業集落排水某地区の公共下水道編入を進める予定です。当市では施設等10年経過しており編入の支障に問題ありませんが、当市と同様な施設を持つ10年経過していない他市町においても施設の統廃合・合理化を支障なく進めることは、県全体としても重要なことなので、制度改正を要望します。

○本県でも汚水処理施設の統廃合による合理化が検討されており、施設の統廃合が行われる場合、補助金や交付金による整備施設は、財産処分の事務が予想される。規制緩和により、円滑な事業の推進及び事務負担の軽減を図りたい。

各府省からの第1次回答

【内閣府】

地方創生整備推進交付金による汚水処理施設の整備は、予算を内閣府から各省に移し替え、各省から地方公共団体に交付し実施されるものであり、財産処分の承認手続等については、内閣府の規定ではなく、各省の規定に基づき、各省が行っているところ。

なお、地域再生法第18条では、補助金等交付財産を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助金等交付財産の転用を弾力的に認めるとともに、手続きを簡素化することとし、認定地域再生計画に基づき補助金等交付財産の転用を行う場合には、地域再生計画の認定を受けたことをもって補助金等適正化法第22条の各省各庁の長の承認を受けたものとみなすこととしており、その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととしているところ。

【農林水産省】

「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産処分等の承認基準について」(平成20年5月23日付け20 経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知)第15条第8項において、「地域再生法(平成17年法律第24号)第18条の規定により農林水産大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続を要しないものとする。」としており、この場合、10年未経過の施設であっても補助金の返還なく財産処分が可能となっている。

【国土交通省】

本件は農業集落排水施設やコミュニティ・プラントを廃止する際に補助金の返還が発生し支障を来すというもので、問題になっているのは財産処分にあたっての基準であり、該当施設の使用様態に応じて「根拠法令等」に挙げられている、農林水産省や環境省から発出された通知に基づき財産処分を行う際にどのような条件を付すかということなので、国土交通省としては回答は控える。

【環境省】

「環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準の整備について」(平成20年5月15日付け環企発第

080515006号)の別添第3において、経過年数が10年未満の施設であっても、「市町村合併、地域再生等の施策に伴い、当該地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う財産処分であって、環境大臣等が適当であると個別に認めるもの」については国庫納付に関する条件を付さず承認することとしているため、これに該当すれば国庫納付をせずに財産処分することが可能と考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

(農林水産省)「「地域再生法第18条の規定により農林水産大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続を要しないものとする。」としており、この場合、10年未経過の施設であっても補助金の返還なく財産処分が可能となっている」とありますが、地域再生計画に認定され地方創生汚水処理施設整備交付金を活用し整備や補修をした農業集落排水を統廃合する場合は、新たに統廃合に係る地域再生計画を作成し認定を受けなくても、農水省財産処分承認基準第15条第8項に該当するか明確化していただきたい。

また、(環境省)「経過年数が10年未満の施設であっても、「市町村合併、地域再生等の施策に伴い、当該地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う財産処分であって、環境大臣等が適当であると個別に認めるもの」については国庫納付に関する条件を付さず承認することとしているため、これに該当すれば国庫納付をせずに財産処分することが可能」とありますが、環境大臣等が適当と個別に認めるものに、本提案のような人口減少社会を見据えた効率化を前提にした汚水処理施設の統廃合が含まれるか明確化していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

所管府省から現行制度により対応可能という趣旨の回答があったが、提案団体が求めている事例につき、財産処分が認められることについて明確化し、地方公共団体に周知を図るべきである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係については提案団体との間で十分確認を行うべきである。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

【内閣府、国土交通省】

第1次回答と同様に、農林水産省、環境省から発出された通知に関する事例であるため、当府省としての回答は控える。

【農林水産省】

地域再生法第18条には、「認定地方公共団体が認定地域再生計画に基づき第五条第四項第十三号に規定する事業を行う場合においては、当該認定地方公共団体がその認定を受けたことをもって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。」とある。

地域再生法による認定地域再生計画に基づかない事業については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産処分等の承認基準について」第15条第8項に該当しない。

【環境省】

提案団体の案件は全て設置後10年を超えており、環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準の整備について(平成20年5月15日付け環企発第080515006号)の別添第2に基づき、包括承認により財産処分が可能です。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

120

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

建築士審査会の委員任期の条例委任

提案団体

群馬県、茨城県、栃木県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的な内容

建築士審査会の委員任期について、現在は建築士法により2年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、条例に委任すること。

具体的な支障事例

建築士審査会委員の任期については、建築士法第30条第1項により全国一律に2年と定められている。しかし、実際には、2年を超えて再任される委員が多く、当県では過去25年で、27人中25人が2年を超えて再任されている状況である。一方で、職員の人材不足で他業務に圧迫されているなか、短期的に改選手続が発生し、事務負担となっている。地方の実情に応じた審査会運営が可能となるよう見直しを求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

委員任期を条例委任することで、地方の実情に応じた審査会運営が可能となる。

根拠法令等

建築士法第30条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

鳥取県

—

各府省からの第1次回答

○提案団体以外の多くの都道府県におけるニーズの有無や、具体的支障事例の詳細、各都道府県への影響の有無等も十分に調査し、当該調査の結果も踏まえた上で、法改正をする上で立法事実とするに足る具体的なニーズの存在が立証されない限りは、提案に応じることはできない。

○なお、建築基準法に基づく建築審査会の委員の任期について、過去の分権一括法で改正を行い、条例に委任することとしたものの、その結果としてほぼニーズがなく、むしろ大半の自治体に無用な条例改正の負担を負わせたことは既に明らかになっていることであり、このことも十分に勘案する必要がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行制度では任期が2年と法定されており、地方が自主的に任期を定める余地すら認められていない状況です。委員の任期について、法律に規定しなければならない明確な理由をお示しいただきたい。

建築審査会の委員の任期についても、現時点で2年以外としている地方公共団体が少なかったとしても、条例委任したことで、必要に応じて地方が自主的に任期を定められるようになったことに意義があると考えています。

都道府県における条例制定の負担を考慮するのであれば、本県としては、一律に条例委任を求める方法だけではなく、2年以外の任期の設定を希望する都道府県が、必要に応じて条例制定し、任期を設定できるようにする方法も考えられ、2年以外の任期を希望しない都道府県が新たに条例を制定する必要がないのではあれば、「大半の自治体に無用な条例改正の負担を負わせ」ることなく、地方の自主性・自立性を高めることができるのではないかと考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

所管省の回答は、具体的なニーズが立証されない限り提案に応じることはできないとのことであるが、提案の検討に当たっては、国が地方に委ねることによる支障を立証・説明すべきである。

委員の構成・数・任期・選任手続等については原則として地方公共団体が条例で定めることとする地方分権推進計画を踏まえて、提案について十分な検討を求める。

無用な条例改正の負担であるとか、ニーズがないという見解は、地方分権の趣旨を全く理解しないものであり、到底許容することはできない。

地方としては断固としてこの回答を拒否し、国の態度を明らかにすることを求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 都道府県建築士審査会の運営は自治事務であり、かつ他の審査会等の委員任期について条例委任されているものもあるにも関わらず、都道府県建築士審査会の委員任期が全国一律で2年と法定されなければいけない理由を示されたい。

○ 法令で定められた任期とするか否かについて、地方公共団体の判断により設定することを可能とすることで地方の自主性・自立性を高めることが地方分権の趣旨であり、建築審査会の委員任期の条例委任に関して、「その結果としてほぼニーズがなく、むしろ大半の自治体に無用な条例改正の負担を負わせた」という指摘は当たらない。都道府県建築士審査会の委員の任期についても、都道府県の判断により任期を設定できるよう条例委任すべきではないか。

○ 任期の変更を希望しない都道府県における条例制定の負担を考慮するのであれば、希望する都道府県のみ条例を制定して任期を設定できるようにする措置方法を含めて検討し、条例委任すべきではないか。

各府省からの第2次回答

○提案事項に係るニーズ等を確認するため、地方分権改革推進室と共に、都道府県の政策部局及び建築部局に対しアンケートを行い、その結果を踏まえて、検討することとした。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

129

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

運輸・交通

提案事項(事項名)

自家用有償旅客運送による貨客混載の許可基準の緩和

提案団体

鳥取県、京都府、京都市、兵庫県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的な内容

自家用有償旅客運送による過疎地域等における少量貨物の有償運送について、地域公共交通会議等で協議が調った場合には、道路運送法第78条第3号に基づく許可なく少量貨物運送を実施することができるとしている。自家用有償旅客運送による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可を受ける際に必要な、地域の貨物自動車運送事業者の同意を得たこととする等自家用有償旅客運送による少量貨物有償運送の要件・手続きを緩和する。

具体的な支障事例

一般乗合旅客自動車運送事業による350kg未満の貨客混載は道路運送法第82条により許可不要として認められているが、自家用有償旅客運送による貨客混載を行う場合には、「・自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取り扱いについて(国自旅第412号国自貨第172号平成28年3月31日)」に基づき、許可することとなっている。本通知によると、許可基準は、既存の貨物自動車事業者によっては当該地域内の住民に係る貨物運送サービスの維持・確保が困難な地域として、当該地域の貨物自動車運送事業者の事業運営に支障がないと運輸支局長が認める地域に限るものとし、運輸支局長が、国土交通省自動車局との協議の上、当該地域の物流網の状況、住民の貨物輸送に係るニーズ等について、必要に応じて当該地域の住民、地方公共団体、業界団体その他の関係者から意見を聴取し、判断することとなっている。

現在、鳥取県日野郡日野町において、バス事業の生産性向上のため日野町営バスを活用した貨客混載の実施を検討しているが、実施に当たっては、鳥取運輸支局から地域の総意が求められていることから、当該地域の貨物自動車運送事業者である日野郡内34社(一般貨物自動車運送事業13社、軽貨物自動車運送事業21社)それぞれから支障がないかについて確認する必要があり、当該事業がなかなか進まない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方自治体等が運営している乗合バスは、高齢者の重要な移動手段となっているが、赤字により存続が困難となつておらず、貨客混載による新たな収益の確保により、当該路線の維持・存続に繋がる。

根拠法令等

- ・道路運送法
- ・自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取り扱いについて(国自旅第412号国自貨第172号平成28年3月31日)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

愛媛県

○路線バスは、350キロ以下の少量貨物を許可なしで運搬できることから、自家用有償旅客運送を担う自治体からは、許可なしでの農産物といった少量貨物輸送といった規制緩和を求めている。

各府省からの第1次回答

他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業を行う場合には、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から許可が必要となっている。自家用有償旅客運送による有償での貨物運送についても、上記の観点から原則として認めておらず、地域の既存の貨物自動車運送事業者のみによっては当該地域内の住民に係る貨物運送サービスの維持・確保が困難であるなど公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、許可を受けた場合に限って認めている。その際、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から問題がないかを申請ごとに確認する必要があるため、許可を不要とすることは困難である。

また、地域公共交通会議については、旅客の利便の増進を図る観点から旅客自動車運送事業者等により構成することとされており、貨物自動車運送事業に関するものとはなっていないところ。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「乗り合いバス事業者」）による350kg未満の貨客混載は、道路運送法第82条により許可の手続きを経ることなく実施することが認められている。自家用有償旅客運送の運転者要件は、乗り合いバス事業者のように二種免許の保有が必須とはなっていないものの、国土交通大臣が認定した講習実施期間での講習が義務付けられており、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点で乗り合いバス事業者と取り扱いに差を設けるのは不合理である。

○また「輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から問題がないかを確認する必要がある」ことを目的として許可制としているのであれば、貨物運送事業者の同意は直接関係ないため不要ではないかと考える。

○地方におけるバス路線は人口減少、モータリゼーションの進展により多くは赤字路線となっており、その維持確保が喫緊の課題となっている。バスによる貨客混載は、赤字路線での新たな収入源として期待されており、これにより路線の維持につながるため、「旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るため」という道路運送法施行規則第9条の2に規定される地域公共交通会議の設置目的に十分合致する。そのような地域の実情により、地域公共交通会議の運営上必要と認められる場合、構成員に貨物事業者等も加えることができるため、そこで少なくとも、自家用有償旅客運送による少量貨物の運送が必要と判断された場合には、許可等不要で少量貨物の運送を実施してもよいのではないかと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【愛媛県】

路線バス（一般乗合旅客自動車運送事業）の廃止により、市町が運営する自家用有償旅客運送のコミュニティバス等がその代替交通機関として重要な役割を担っている。これら交通手段の維持や地域活性化のために、空きスペースに一次産品や生活物資の有償輸送等も活用事例の一つとして挙げられる。

これらの輸送を容易に行うことができるよう、地域にとって使い勝手な制度に改正すべきであり、許可なしで少量貨物が輸送が可能な路線バスと区別して取り扱うべきではないと考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

自家用有償旅客運送等については、その活用が本来期待される範囲に比べて著しく限定されていることから、提案団体の提案に沿って、地域の実情に応じた地域交通の円滑な導入を可能とする制度を構築するべきである。また、そもそも自家用有償旅客運送を行える地域は交通不便地であることを踏まえ、改めて許可や合意を必要とすることの妥当性について検討すべき。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 自家用有償旅客運送について、一般乗合旅客自動車運送事業者については許可なく少量貨物運送が認められること、自家用有償旅客運送が実施されるのは主に交通空白地であること、実態として一般乗合旅客自動車運送事業者に委託をして運行している場合が多いこと等を踏まえ、少量貨物運送に係る許可を不要とするべきではないか。
- 「輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から許可が必要」とのことだが、国土交通大臣の認定した地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業に係る自家用有償旅客運送を行う者は、許可不要で少量貨物運送を行うことが可能となっている（地域公共交通再生活性化法第27条の6第2項）ところであり、その他の自家用有償旅客運送を行う者についても、許可を不要とすることが可能ではないか。
- 「地域公共交通会議については…貨物自動車運送事業に関するものとはなっていない」とのことだが、地域の実情に応じて、構成員に貨物事業者等を加えることも可能であり、自家用有償旅客運送による少量貨物運送について議論することが可能ではないか。

各府省からの第2次回答

- 一次回答でも述べたとおり、自家用有償旅客運送者による有償での貨物運送については、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から問題がないかを申請ごとに確認する必要があるため、許可を不要とすることは困難である。
 - 一方、運輸支局長が本通達による取扱いの対象地域を判断するに当たって必要に応じて行うこととしている、関係者からの意見の聴取については、地域の物流網の維持の観点からの意見が適切に反映されるものであることが前提となるものではあるが、例えば、自家用有償旅客運送者による有償での貨物運送を実施しようとしている地方公共団体（市町村）及び自家用有償旅客運送者が実施しようとしている少量の貨物の運送について、そのエリア、荷物や運送の類型等を踏まえて、関連性が高いと考えられる貨物自動車運送事業者や関連する荷主（又は、これらの者の意見をそれぞれ代表しうる者）を構成員に含む協議会等の場で合意が調った場合には、当該意見の聴取を要しないこととすることは差し支えないものと考えている。
 - なお、自家用有償旅客運送については、一般乗合旅客自動車運送事業に比して、運転者の要件、運行管理体制、整備管理体制など全体的に簡易な要件によるものとなっている。また、一般乗合旅客自動車運送事業者による少量貨物の運送は、決められた運行ダイヤ・ルートに沿って行われる旅客輸送に併せて決められた停留所において新聞紙等を降ろすようなものが基本的には念頭に置かれているものであり、旅客の運送に対して付随的に行われるものとなっているが、自家用有償旅客運送では必ずしも同様の態様での運行が行われない場合が多く存在しているものと考えられる。
- また、本来、貨物自動車運送事業法に基づき、一定の要件を満たして許可を受けた貨物自動車運送事業者が貨物の運送を行うことが原則であり、自家用有償旅客運送者による有償での貨物運送については、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から、運行管理等の管理体制、地域の物流網の状況等について確認するため、許可制としているところである。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

143

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し

提案団体

鳥取県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的な内容

法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し

具体的な支障事例

国交省が5年ごとに実施している「法人土地・建物基本調査(基幹統計調査)」について、作業の効率性や調査を受ける法人の立場を考慮しながら、各都道府県が外部に再委託している事務は国が一括して外部委託するなど、都道府県の事務負担を軽減するよう都道府県事務を見直すこと。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

本調査については、統計法第 16 条及び統計法施行令第 4 条に基づき、以下の区分で事務を行うこととされている。

〔都道府県〕

活動が都道府県内にとどまる「会社以外の法人」の名簿整備、督促(2回目・3回目)、調査票の回収・受付(形式審査)、データ入力

〔国土交通省〕

活動が全国展開している「会社以外の法人」及び「会社法人」の名簿整備、その他都道府県が実施する業務以外の業務

【支障事例】

(1)都道府県への法定受託事務としている理由、必要性がなく、経費及び事務手続の面で非効率である。

(2)国から都道府県への委託費について、十分な予算が確保されていない。

(3)調査内で国と都道府県で事務分担が分かれており、回答する法人には分かりにくいと思われる。

【上記の具体例】

(1)国側が一括して作業すれば、都道府県への委託事務契約等も不要となり、事務効率化が図られる。また、当県では、この作業専属の非常勤職員を昨年度雇用したが、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦慮した。

(2)この調査に必要となる職員の作業手間経費や説明会の旅費等どうしても必要となる経費もあるが、それらを都道府県で負担することがある。

(3)督促について、1回目を国交省が、2回目以降を都道府県実施となっているが、調査を受ける法人としては実施主体が分かりにくく混乱を招く恐れが高い。

根拠法令等

統計法第 16 条及び統計法施行令第 4 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、青森県、福島県、埼玉県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、愛知県、京都府、兵庫県、岡山県、高知県、熊本県、大分県、九州地方知事会

○法人の種類によって、調査票の受付・審査が国と都道府県に分かれていることから、国と都道府県、特に都道府県に事務が発生しているが、国が一括して調査をすれば、都道府県への説明、委託契約、都道府県からの照会に対する回答、都道府県が実施する事務等々を省略することができ、業務の効率化が図れる。

国が一括して調査することで、特段の支障がなければ、国で一括して調査し、業務の効率化を図るべきである。

当団体の場合、封筒の宛先が当団体となっていることから、専任の事務担当者が居ない小規模の宗教法人から様々な質問が当団体に寄せられるが、国へ改めて質問していただくか、当団体から国へ確認した上で回答するなど二度手間が発生する。

○都道府県事務は、事前調査(都道府県内の会社法人以外の法人の名簿整備)のみに限定し、本調査業務は国で一括して行うべきと考える。

【効果】事務手続きおよび経費の効率化

【支障事例】

5年に1度実施される調査であり、県では当該調査に係る人員を調査年度に限って確保することは現実的でなく、調査担当職員の業務負担が大きい(県の本来業務に支障が生じかねない)

調査を受ける法人からの問い合わせ対応は国が行う予定であるが、調査票の提出先は県であり、また調査票の審査は県から再委託を行う民間事業者であるため、調査対象法人は問い合わせ先が分かりにくく混乱を招く恐れがある。

国が一括して実施する場合に比べ、経費及び事務手続きが非効率である。例えば、調査票は国交省が発送→調査対象法人→県→再委託先(民間事業者)→国交省という流れで送付されるが、都度送料がかかるため経費のムダが生じる。

国から県への委託費について、十分な予算が確保されていない。H30年度調査では、国の各都道府県への予算の配分調整に時間がかかり委託費の確定が遅くなったため、県から民間事業者への委託内容の仕様検討も遅れた。

○国は「会社法人」の調査を外部委託しており、都道府県に委託している「会社以外の法人」も含めて一括で外部委託すれば、事務の効率化及び経費節減を図ることができる。

当県では、業務遂行のため、非常勤職員を雇用して対応しているが、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦労するなど体制及び作業環境整備の負担が大きくなっている。

「会社以外の法人」だけ都道府県に割り当てられたり、調査票の受付整理や未提出法人への督促等だけ都道府県が実施したりする合理的な理由が見当たらない。

調査方法について、国が調査票を発送するが、受け付けは都道府県となり、調査票未提出法人に対する督促の1回目は国が実施するが、2回目以降は都道府県が実施するなど、調査を受ける法人にとって調査実施主体がわかりにくいシステムとなっており、混乱やトラブルを招く恐れがある。

○【支障事例】

(1)都道府県への法定受託事務としている理由、必要性がなく、経費及び事務手続の面で非効率である。

(2)国から都道府県への委託費について、再委託が認められているものの十分な予算が確保されていないため再委託を断念した。

(3)調査内で国と都道府県で事務分担が分かれており、回答する法人には分かりにくいと思われる。

【上記の具体例】

(1)国側が一括して作業すれば、都道府県への委託事務契約等も不要となり、事務効率化が図られる。また、臨時職員を雇用する場合、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦慮する場合がある。

(2)再委託する委託費の予算不足により自前で事務処理することにより職員負担が増加している。

(3)督促について、1回目を国交省が、2回目以降を都道府県実施となっているが、調査を受ける法人としては実施主体が分かりにくく混乱を招く恐れが高い。

○【支障事例】

(1)国から通知のあった委託費では当県は外部に再委託できないため、臨時職員を雇用する予定である。このため、委託費には含まれない、県で作業する面接事務や会場設営などの事務作業が追加で発生している。

○国と都道府県で役割分担して実施することから、調査を受ける法人にとって実施主体が分かりづらい。

【具体例】

法人に調査票送付するのは県、問い合わせは国となっている。また、督促について、葉書督促を国で、封書・電

話督促を県がやることになりわかりづらく(封書等の返送先は県)、混乱、トラブルを招く恐れがある。非効率な事務となっている。

【具体例】

国でも本調査を民間にも委託し、都道府県も再委託で民間に委託可となっていることを考えると、国で一括して民間に委託した方が効率的ではないか。(都道府県が介在する効果が分からぬ)

○御提案の内容と同様に、5年に1度の統計調査のため国から委託される当該事務は、事務量が膨大であり、限られた職員での対応が困難であるため、民間事業者へ再委託することになるが、国からの予算も限られていることから、受託事業者を見つけることが困難な状況である。また、各都道府県においては、入札や契約、調査票の受付、国や業者との連絡調整に苦慮するなど、非効率な状況があることから、国が一括して外部委託することにより都道府県の事務負担を軽減するよう法定受託事務を見直すこと。

○本調査事務については、一部は国が民間委託を行い、一部は都道府県が民間委託を行っており、事務手続き上非効率が生じている。

法人名簿整備については、法人番号制度の導入により国税庁が一般公開している法人データを国交省が直接活用すれば足り、都道府県は不要な確認作業を行っている。特に社会福祉法人については、大半は市町村が所管しており、名簿作成を都道府県で行う具体的なメリットがない。

○国からの委託料が十分に確保されておらず、業務に支障をきたす恐れがある。

入札業務等事務量が多く、国において一括して外部委託をおこなうほうが効率的である。

○各都道府県においては、再委託する場合も、非常勤職員を雇用する場合も、業者や人材を確保をするのに苦慮しているため、本調査は国が一括して外部委託を行えば、全都道府県の事務を省略でき効率的である。

○都道府県への法定受託事務としている明瞭な理由及び必要性が見出せず、経費及び事務手続の面で非効率である。

調査手法で国と都道府県で事務分担(例:1回目の督促の実施は国で2回目が県)が分かれしており、回答する法人には分かりにくい。

当該調査が5年に1回の頻度であることから、その事務実施だけのための人員確保が困難な状況になっており、事務の再委託が認められているとは言え、その業務のために必要な準備、手配、入札、進行管理運営等を行う職員の負担が重くのしかかっている。加えて、国は本調査業務そのものを民間委託しており、県が分担する事務は当該調査業務の一部分であることから、国と都道府県でそれぞれ民間委託している現状は非効率である。

調査を受ける法人にとっては、調査の各部分における主体が国か都道府県か分かりにくく、混乱やトラブルを招く恐れがある。

○本県では、本調査専属の非常勤職員を雇用し、業務を実施しているが、人員確保や情報流出防止に留意した作業場所の確保等に苦慮している。また、国からの予算措置が十分ではなく、委託の実施は困難となっている。

各府省からの第1次回答

平成5年の第1回調査から業務の一部を都道府県で実施しており、平成30年調査に係る業務としては、会社以外の法人に係る名簿整備、調査票の回収及び督促業務について、統計法第16条及び同法施行令第4条に基づき、法定受託事務として実施することとしている。

平成30年調査における都道府県委託業務は、平成25年調査時に最も負担が大きかった疑義照会(回収した調査票の記載内容に対する照会)業務を国土交通省が実施することとし、また、平成30年調査の企画・設計段階では、第1回から第3回までの督促をすべて都道府県において実施する予定だったが、事務負担を軽減すべく第1回の督促を国土交通省で実施することとした。

事務分担の変更は、調査票回収率への影響も想定されることから、引き続き都道府県による一定の関与が必要と考えられるが、次回調査に向けて、平成30年調査の調査票の回収状況や結果も踏まえ、国土交通省内部及び外部に設けた学識経験者等からなる研究会(平成5年調査から毎年開催)において、都道府県の関与の在り方について検討する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○「調査票回収率への影響も想定されることから、引き続き都道府県による一定の関与が必要」との理由に関して、平成30年土地基本調査に関する研究会(第1~3回)議事概要等によれば、調査業務へ都道府県を関与させる以外の回収率確保のための方法が積極的に検討・議論されている様子はない。平成35年調査に向けては、都道府県の関与ありきで検討を行うのではなく、まず、国だけの調査では回収率が上昇しない原因を検証し、都道府県の関与がなくても回収率を確保できる仕組みづくりをこの研究会で検討した上で、統計法等関係法

令での位置づけも含めた調査方法等の根本的な見直し、罰則等も含めた運用の徹底に当たられるべきではないか。

○「学識経験者等から成る研究会において、都道府県の関与の在り方について検討する」とするとの回答について、これまでの土地基本調査に関する研究会での検討状況も踏まえ、具体的な目途をお示しいただきたい。なお、「次回調査に向けて、平成30年調査の調査票の回収状況や結果も踏まえ」とのことであるが、検討を先延ばしにせずとも過去の調査結果を踏まえて検討をすみやかに開始していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【愛知県】

調査票の回収時における国と県の現行の事務分担は、調査対象が会社法人であるか等によって区分けされているだけであり、これらを変更することで回収率が下がるとは考え難い。

都道府県の関与のあり方について、引き続き検討されるということであるが、法人土地・建物基本調査における都道府県の関与の必要性が十分に示せないのであれば、提案の趣旨に沿った都道府県事務の見直しをしていただきたい。

【埼玉県】

調査対象約49万法人のうち、国が約34万法人(会社法人)、都道府県が約15万法人(宗教法人、学校法人等)を所管している。調査のフロー等は、いずれの法人もほぼ同一であり、国が一括して行う方が効率的である。

事務分担の変更により、法人(会社法人以外)によっては、調査票の回答先が都道府県から国に変わる。しかしながら、このことが原因で回収率に影響を与えるとは考えられない。

疑義照会及び1回目の督促を国が実施することとしても、一連の業務を行う準備は必要であり、都道府県が行う事務負担は変わらない。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

平成30年土地基本調査に関する研究会(第1~3回)においては、国と都道府県の事務分担の見直しのほか、「調査票」の構成・デザイン改善などの回収率確保に関する議論を行った。

また、平成30年調査は、平成28年に実施した予備調査における国と都道府県の事務分担に応じた督促と回収率の傾向について検証を行い、その結果を踏まえて、国と都道府県の事務分担を決定した(平成28年予備調査における国の回収率:約71%、都道府県の回収率:約85%)。

次回調査における都道府県の関与の在り方については、今回の調査に伴う回収率等の結果を踏まえたうえで、次回調査に向けた研究会等に向けて、事務の効率化のための見直しの方向性を整理する。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

153

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

公共土木施設災害復旧事業における設計変更に当たり、主務大臣との協議を要しない「軽微な変更」の範囲拡大

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的な内容

公共土木施設災害復旧事業において、事業費決定の基礎となる設計を変更する場合、主務大臣に協議し、同意を得る必要があるが、一定の要件を満たす場合は「軽微な変更」と見なされ協議が不要になる。当該要件は、「事業費の変更額が当初査定額の3割以内で、かつ、1,000万円以下」とされている。このうち、「1,000万円以下」の金額要件を緩和すること。

具体的な支障事例

【制度概要】

道路や砂防設備、河川など公共土木施設に関する災害復旧事業で地方公共団体が施行するものについて、国はその事業費の一部を負担する。

国に国庫負担を申請するときは災害復旧事業の設計書を添付して主務大臣に申請しなければならない。また、設計の変更があるときは、「軽微な変更」を除き、あらかじめ主務大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。

なお「軽微な変更」とは、事業費の変更額が当初査定額の3割以内で、かつ、1,000万円以下のもので、誤測等の訂正に係る変更や、仮設工の変更など工法に変更がないもの等を指す。

【支障事例】

事業費が高額になる工事においては、事業費がわずか1~2%変動しただけで変更額が1,000万円以上となる。そのため、河川護岸（ブロック積工）の復旧延長の延伸という単純な工法であっても、事業費が高額になる場合は、変更協議が必要になる。

また、変更協議にあたっては22種類の様式、合計30~40枚程度の資料を添付する必要があり地方自治体に著しい負担が生じるほか、国協議等に約3ヶ月※を要するため着工が遅れる。

※県（本庁所管課）と申請者（県（建設事務所）、市町村）の事前協議：1か月

国（本省）と県（本庁所管課）の協議：2か月

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

自治体担当者が膨大な変更協議資料を作る労力、費用（超過勤務手当）が縮減できるほか、迅速に災害復旧工事を実施できる。

根拠法令等

- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条、第7条
- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第6条、第7条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、福島県、栃木県、愛知県、鳥取県、廿日市市、山口県、熊本市、大分県

○熊本地震では、これまでの災害に比して復旧事業費が高額となる事案が多く、提案事例と同様のケースが生じた。

また、本市が中央官庁に対し遠隔地に存在していることもあり、協議のために赴く時間や費用も少なからず負担となっており、メール等を用いた事前打合せを可能とするすることで、適時、相談の頻度を高め、協議の円滑化に繋げることができるのでないか。

○本県においても長野県と同様に事業費が高額となる工事においては、1,000万円以上の変更が頻発し、変更協議による事務量の増や工事着手の遅延等により、被災施設の早期復旧の支障となる。

一方、東日本大震災等で被災した公共土木施設に関する災害復旧事業においては、「軽微な変更」となる工事費の増減範囲が決定工事費の3割以内で、かつ、5,000万円以下に拡大されており、この有効性を確認しているところである。

このため、この金額要件緩和の対象事業範囲を拡大することが被災施設の早期復旧に有効であると考える。

○大規模災害時などにおいては、復旧工事も数多くなり、上限金額が緩和されることにより、自治体担当者の変更協議資料を作る労力、費用(超過勤務手当)が縮減できるほか、迅速に災害復旧工事を実施できる。

○本県において現段階では支障はないが、南海トラフ地震が懸念されており、大規模地震時の事務量の低減は大きな課題である。現在、大規模災害時の査定方針では、査定時の効率化を進めていただいている、同様に実施時の効率化もご検討いただきたい。

○本県では、平成27年9月関東東北豪雨による公共土木施設被害数が県、市町において596箇所にのぼり、うち31箇所において設計変更を実施した。

設計変更した31箇所の内、1,000万円を超える工事費の増減が理由で実施したものが7箇所(2割程度)であった。

金額要件の緩和が実施されれば、事務負担の軽減等が図られる。

○「軽微な変更」として扱われる“工事の程度に変化が無い”わずかな変更の場合でも高額な事業費の場合は変更額が1,000万円以上となる。

国との協議に時間を要すること、協議が調うまでは変更部分の工事着手が認められないと等は被災箇所の早期復旧の観点からも好ましく無い。

各府省からの第1次回答

災害復旧事業は、箇所数が膨大であることもあり、その事業実施の適正化のため、国庫負担法施行令第7条の規定により、災害復旧事業の事業費の決定の基礎となった設計を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ主務大臣に協議し、その同意を得なければならないこととされている。

設計変更をした結果、著しく改良的になったり、あるいは十分な復旧効果が得られなくなるようでは、査定をして復旧工法を決定した意味がなくなるため、「軽微な変更」とされる事由は厳密に取り扱われるべきものであることから、現時点で要件を緩和することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

大規模災害発生時における河川護岸工事については、復旧延長が長いため、わずかな水勢や地形の変動であっても、変更事業費が高額になるケースがある。これは、災害規模の大きさに起因する問題であり、1次回答にあるような「設計変更をした結果、著しく改良的になったり、あるいは十分な復旧効果が得られなくなる」といった事態は想定されない。

また、大規模災害時の災害査定においては、査定方針に事前ルールが定められているなど、事務の効率化・簡素化について一定の配慮がなされている。そのような状況を鑑みれば、早期の復旧工事の実現のため、実施段階においても同様に事務の効率化が図られるべきではないか。

近年、東日本大震災や熊本地震を始めとする大規模地震、本年7月の西日本豪雨のような豪雨災害が頻発しており、今後も全国で同様の支障事例が生じることが予想される。災害規模に応じた金額要件の緩和を是非とも検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

大規模・広域・複合災害への迅速な対応を図るため、国の財政支援における地方自治体の事務手続きの簡素化など必要な見直しを行うこと。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

設計変更の協議をする金額要件を緩和すれば、工法や構造に影響ができるような重要な変更も「軽微な変更」に含まれる恐れがあり、その変更内容を確認することができなくなる。そのため、十分な復旧効果が得られないなど、事業の適正な実施ができない可能性があるため、本提案は不適当である。

なお、東日本大震災のような大規模災害が発生した際は、災害箇所が特定の地域に集中し、さらに箇所数が膨大になることから、事務の効率化・簡素化を図り、早期の復旧工事を実現するため、被害のあった地域において、特例的に「軽微な変更」の金額要件を緩和することで対応している場合があり、そのことは承知している。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

159

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

道路法施行令第 38 条による不用物件の管理期間の運用弾力化

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的な内容

すでに道路としての機能・形態を失っている里道(市道認定有)で、道路を構成する敷地等が供用廃止又は区域変更により不用となった場合の管理期間について、
・沿道住民等の利害関係者に対して廃道の同意取得が完了している場合
・売却等の処分方針が明確になっている場合
は、地方公共団体の判断で管理期間を設けないとできるようにしてほしい。

具体的な支障事例

【現状】

本市では、里道も市道として認定しているが、過去に田畠等へ至る道路(車両通行可能な幅員は無い)として機能していたものの、開発や区画整理、道路整備事業により車両の通行が可能な別の道路ができたため誰も通行しなくなり、道路としての機能・形態がなくなったような里道が存在する。

こうした里道について払下げの要望があった場合、当該里道が不用道路敷と考えられ、他の行政目的でも使用する予定がない場合には、沿道住民等利害関係者の廃道の同意取得を条件に払下げが可能な旨を回答している。その後、廃道の同意取得が確認できた後に市議会で廃道の議決を経て告示を行い、告示から2ヶ月間の管理期間(道路法施行令第 38 条)経過後に払下げを行っている。

【支障事例】

この管理期間があるために、土地の有効活用にかかる時間が長くなり、事業者の負担が増え、土地活用や経済活動の妨げになっている。

このため、すでに道路としての機能・形態を失っている里道で、沿道住民等利害関係者に対して廃道の同意取得が完了しており、売却等の処分方針が明確になっている場合については、地方公共団体の判断で管理期間を設けないとできるよう求める。

なお、実務上は沿道住民等を含め廃道に向けての調整が完了してから市議会で廃道の議決、告示を行っていること、すでに道路としての機能・形態を失っており一般通行人の便益を考慮する必要性が乏しいことを鑑みれば、管理期間の必要性は乏しいと考えられる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

道路として不用となった土地の早期有効活用(民間への払下げの促進)を促すことができ、民間による土地活用の活性化(経済活性化、人口増対策)に繋がる。

根拠法令等

道路法第 92 条第 1 項

道路法施行令第38条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

桶川市、川崎市、海老名市、名古屋市、城陽市、出雲市、熊本市

○本市においても、自動車通行ができないほど幅員が狭い市道も多いため、年間1、2件程度、市道の用途廃止申請が提出されている。

通常の用途廃止申請では、払い下げまでの期間が2、3ヵ月ほどであるが、市道の用途廃止申請では、議会提案の上、廃道管理期間の2ヵ月間があるため、払い下げまで半年以上経過することがほとんどである。

申請者にとって大きな負担となっている現状であるが、路線によっては廃道期間を設けなくても交通にほとんど影響を与えない場所も多い。

○都市計画法に基づく開発行為の際に、所有権が開発業者に無ければ、開発申請を受け付けないため、市有地の売買が速やかに完了し、所有権が開発業者に移れば、申請が早まり、土地の有効活用が早期に行われ、時期によっては市の財源にも寄与する。

○特に支障は生じていないが、本提案は民有地側の土地の有効活用の観点からは有効であるとともに、事務処理の効率化にもつながると考える。

○本市では、道路として機能形態を失っている市道が市内各所で存在しており、そのなかには、民有地の敷地の一部として一体利用されている市道も散見される。

こうした市道については、売払い要望があった場合、当該市道が不要道路敷と考えられ、他の行政目的で使用する予定がない場合、地権者等利害関係者の廃道の同意取得を条件に売払いが可能な旨を回答している。その後、廃道の同意取得を確認後、市議会にて当該市道廃道の議決を経て告示を行い、告示後2ヶ月間の管理期間（道路法施行令第38条）経過後、売払いを行っている。

2ヶ月という管理期間があることにより、土地の有効活用にかかる時間が長くなり、地権者等からたびたび苦情をいただくケースがあり、稀に管理期間中に地権者の心情変化により売払いが無くなるケースもある。

実務上は、沿道住民等を含め廃道に向けての調整が完了してから市議会へ廃道の議決、告示を行っていること、既に道路としての機能形態を失っており一般通行人の便益を考慮する必要性が乏しいことを鑑みれば、管理期間の必要性は無意味と考えられる。

○JRの高速化・複線化第二期事業において、通行に支障のない範囲で市道の一部を西日本旅客鉄道株式会社に譲渡したが、2ヶ月間の管理期間のために、工事に着手出来ないこととなっている。

国・自治体の補助をともなう公共性の高い事業で、かつ、通行に支障がない範囲での供用廃止についても、道路管理者の判断で管理期間を設けないことができることとされた。

各府省からの第1次回答

道路法第92条に基づく不用物件の管理期間は、一般交通の用に適切に供されている道路については、公物として公権力の規制を相当に受けるものであるため、ある時点から直ちに一般民事上の法律関係に移行することに問題があり、また実際上も他の種類の道路として使用される可能性があること及び一般通行人の通行上の便益を考慮する必要があることから設けられた規定であり、管理期間の規定は必要不可欠である。

提案団体は道路としての機能・形態を有しない道路の場合に支障があるとしているが、道路法に基づく道路は一般公衆による交通の用に供されることが予定され、道路の機能が失われた道路を道路法上の道路として存置することは適当ではないことから、本来、そのような状態に至った場合には道路管理者は速やかに供用廃止の措置を行うことが適当であり、このような速やかな対応が講じられれば、提案事例にある支障は生じないものと考えられる。

また、道路の機能が失われた状態にある道路については、前述の通り、そもそも道路として存置することが適当ではなく、そのような道路が供用されていることを前提として制度のあり方を論じることはできない。

したがって、道路法第92条に基づく管理期間を不要とするることは受け入れることができない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

神戸市においては、昭和22年から昭和32年頃にかけて各村を合併した際に、各村の村道路線を市道として認定、区域を定め、供用を開始する旨の告示を行っている。また、各村内道路は、旧道路法（大正8年4月10日法律第58号）制定時に、村内の多くの里道を、一般の交通の用に供しているとして、村道路線として認定している。

こうした経緯から、本市では多くの里道が市道として認定されているが、道路整備等の時代の変遷により、機能を失ったと思われるものも存在している。こういった道路は、速やかに供用廃止を行うことが望ましいが、境界が不明確なものやその後の用途が確定していないものが多く、供用廃止にあたって多くの作業や時間を要することを踏まえ、払下げ要望があるものから行っているところである。

このような実情に鑑み、円滑な供用廃止を進めていくためにも、機能・形態を失っている道路については、管理期間を設けないとできないようにしていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

不用物件の管理期間については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、廃止若しくは条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

道路法第2条に規定されているとおり、道路法における道路とは「一般交通の用に供する道」すなわち、不特定多数の一般大衆の用に供するものであることから、通行人の利便性を確保する必要があり、提案にあるような機能・形態を失い、誰も通行しなくなった道路は法律上前提とされていないことから、そのような道路を放置することを容認した上で制度を見直すことは法制上困難であり、そのような道路は速やかに供用廃止することで対応いただきたい。

また、道路法上の道路は一般交通の用に供する道であることから、特定の近隣住民のみの同意によって直ちに民有地に移行することは適切ではなく、供用廃止及びその公示ののち管理期間において他の道路への利用等を検討したうえで、民有地に移管する必要がある。

そのため、管理期間を廃止したり条例に委任して短縮を認めることは適切ではない。

さらに、平成20年の地方分権改革推進委員会の第2次勧告に廃止又は条例委任すべき旨盛り込まれているが、その後自治体への調査を行い、それを踏まえて平成21年に当時の管理期間を半分に短縮しているところ。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

185

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

運輸・交通

提案事項(事項名)

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の手続きの見直し

提案団体

岐阜県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的な内容

生活交通確保維持改善計画の認定の手続きを計画期間開始前に行う等、事務手続きの適正化を図る。

具体的な支障事例

【現状】

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の交付は、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会において、地域の特性・実情に応じた最適な移動手段の提供などの取組等を内容とする「生活交通確保維持改善計画」策定を必要としている。

国は、計画認定の申請を受け、補助対象期間(10月1日～9月30日)前に計画を認定し、補助対象期間経過後、交通事業者から計画記載額を上限とした補助金交付申請を受け、交付決定を行うものとされている。

【支障事例】

計画の認定は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第10条1項において、補助対象期間の開始前に認定を行い、都道府県協議会等に通知するものと定められている。しかし、平成28年度分(H27.10.1～H28.9.30)は平成28年3月下旬、平成29年度分(H28.10.1～H29.9.30)は平成29年6月下旬、平成30年度分(H29.10.1～H30.9.30)は5月23日時点で認定前と、補助対象期間前の計画認定がなされていない。

また、県が構成員であり、事務局となっている協議会としては、事業開始後、計画認定の遅延により、認定通知されないうちに計画変更事案が発生することが多く、認定されることを前提とした協議会運営を余儀なくされるとともに、国からは書類の一部を空欄での提出を指示されるなど、適正な手続きができない状況にある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

計画認定手続きが早期化され、事業開始前に認定されることにより、交通事業者において計画に基づく事業としての運行ができ、協議会が策定した計画の実効性が確保されるようになる。

また、協議会の運営に関し、計画変更等についての適正な協議、手続きができるようになる。

根拠法令等

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第4条・第5条・第8条・第9条・第10条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、千葉県、岡山県、愛媛県

- 本県においても、認定の通知がないまま補助対象期間に突入しており、本来であれば補助事業対象期間に入る前に運行業者に対し県から通知をしなければならないが、国に引きずられる形で県も遅りで通知をせねばならない。
- 本県においても、事業開始後、計画認定の遅延により、認定通知されないうちに計画変更事案が発生する事例が生じている。認定されることを前提とした協議会運営や国から認定番号をメールや口頭にて確認するという対応をとっているところ。
- 遡及の事務処理が常態化しており、不適切な事務管理となざるを得ないことから、早期手続きを望む。
- 平成30年度から計画策定後の内定通知がなくなったことから、毎年度計画を策定する意義が薄れている。バス事業者の経営不安解消のため、計画開始前の認定及び内定制度の復活をお願いしたい。

各府省からの第1次回答

生活交通確保維持改善計画の認定については、各都道府県等協議会から提出があり次第、順次審査を行っているところであるが、計画の記載内容（補助金の積算等）の誤りや計画に添付する証明書類等の添付漏れ等が非常に多く散見され、これらの差し替え・修正等を各都道府県等協議会に適切に行っていただく必要があり、補助金額を含めた計画全体の認定作業に相当の時間を要しているところである。

いただいた提案を踏まえ、国としても認定手続きの迅速化に向けて検討して参るが、各都道府県等協議会においても記載漏れや添付漏れ等が極力発生しないようご協力を願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

各都道府県協議会から提出される計画の記載内容に誤り等が多いとのことであるが、毎年のように要綱や様式が変更され、わかりづらいことから、これまでに配布されている記載要領のほかに手引き書などを示す、あるいは誤りが誘発されないよう様式を簡略化する、計算式を入力した様式を配布するなどの対応を図られたい。また、協議会の委員の一人として参画しており、計画内容も承知している運輸支局により内容確認がなされるよう運輸局・運輸支局に指示いただきたい。

なお、確認作業上、実質的に補助対象期間前の認定が困難なのであれば、要綱改正や計画策定上必要な単価等の通知を早めるとともに、国土交通省内の事務スケジュールの見直しを検討されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【愛媛県】

平成30年度の計画認定については、平成29年9月29日付け通知が、平成30年8月1日付け到着し、約10か月の遅れが生じたところであり、毎年遅れが常態化していることから、国において制度の根本的な見直しが必要である。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

地方公共団体が補助金を受けるに当たり、補助要綱により計画策定が義務付けられ、大きな事務負担を課せられていることは適当ではない。当該補助要綱による義務付け・枠付けは、廃止又は法律・政令に根拠を置くこととすること。また、期日内の適正な事務手続きを行うこと。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

現在の様式について、補助金の算出に必要な情報のみを記載いただいているところ、これ以上の簡略化は困難であるが、ご意見のあった自動計算される様式の配布については次期計画の検討・策定期間に検討して参りたい。また、運輸支局等のチェック体制についても、これまで以上に十分な内容確認がされるよう指導して参りたい。

交付要綱の改正や計画策定上必要な単価等の通知の前倒しについては、次年度の補助の根拠となる政府予算案決定後、速やかに取り組んでいるところ、これ以上要綱改正等のスケジュールを早めることは困難であるが、要綱改正等を行う場合には、これまで以上にわかりやすく丁寧な説明に努めて参りたい。

なお、計画策定の廃止については、本補助金が、生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、都道府県協議会等が、地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しながら、地域の特性・実情に応じた最適な交

通手段を確保・維持するために策定する計画に基づいて実施される事業に対して補助するものであることから、廃止することはできない。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

190

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

都市計画に係る都道府県知事の同意・協議が不要となる軽易な変更の範囲の見直し

提案団体

福井県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的な内容

都市計画で引用している法令が改正されたことによる条項ずれ等による形式上の都市計画の変更について軽易な変更として都道府県知事との同意・協議を不要とすることができるよう軽易な変更の範囲を見直すこと。

具体的な支障事例

地区計画などの市町村が定める都市計画において建築基準法等の法令の条項を引用しているが、法令改正によって条項ずれが生じた際、その都度市町村が都市計画を変更している。実態の変更が伴わないような単に条項がずれたのみの形式的な修正であるにも関わらず、都市計画法施行令第14条第3号に規定される軽易な変更に該当しないため、当該変更にあたって都道府県知事との協議を行わざるを得ず、都道府県と市町村で協議手続の負担が発生している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

形式上の都市計画の変更について軽易な変更として都道府県知事の同意・協議を不要とすることで、都道府県の関与が減り市町村の都市計画決定手続が速やかに実施できるようになり、都道府県及び市町村の双方において事務負担の軽減、行政運営の効率化が図られる。

根拠法令等

都市計画法21条2項括弧書き、都市計画法施行令14条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川越市、石川県、田原市、城陽市、兵庫県、鳥取県、下関市、徳島市、高松市、福岡県、筑後市、志免町、大分県

○当市においても地区計画の用途制限などにおいて建築基準法、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の条項を引用しており、法改正に伴う条項ずれ等による都市計画の変更が生じる可能性がある。
○市町村が定める地区計画において建築基準法の条項を引用しているが、建築基準法の改正により別表第二に条項ずれが生じたため、これに併せ、地区計画を都市計画変更している。
実態の変更が伴わないような単に条項がずれたのみの形式的な修正であるにも関わらず、都市計画法施行令第14条に規定される軽易な変更に該当しないため、当該変更にあたって、手続の負担が発生している。
このような変更については、軽易な変更となるよう、政令を変更し、手続きを簡素化できるよう、見直していただきたい。

- 建築基準法等の法改正に伴う単なる条項ずれに対応するための形式的な都市計画変更においても、縦覧手続きの実施等の手続的負担が市町村にも生じているので、「軽易な変更」の範囲を見直す必要性がある。
- 市が定める地区計画において建築基準法及び旅館業法の条項を引用しているが、法改正による条項ずれに伴い、都市計画の変更が必要となっている。
- 実態の変更が伴わない形式的な変更だが、都市計画法施行令第14条第3号に規定する軽易な変更に該当しないことから、当該変更にあたり県知事との協議を行う必要があるため、県と市で協議手続の負担が発生している。
- 本市でも、市街地再開発事業において建築基準法の条項を引用している。
- 本町の地区計画においても、建築基準法の条項を引用している箇所があり、今後支障が生じる恐れがある。
- 本県においても、提案県と同様の事例が生じており、事務手続きの負担軽減、効率化のため、軽易な変更の範囲の見直しをしてほしい。
- 当市でも同様に、実態の変更が伴わない条項ずれの形式的な修正であるにも関わらず、都市計画法施行令第14条第3号に規定される軽易な変更に該当しないため、市都市計画審議会を開催し、変更にあたり県知事と複数回協議を行わざるを得ず、都市計画審議会の開催手続きや県と市で行う協議手続事務に対するいらぬ負担感を生じている。
- こういった形式的な修正については、軽易な変更にあたるものとして知事の同意や協議を不要とすることで、市の都市計画決定手続が速やかに実施できるようになり、市及び県の双方にとって事務負担の軽減、行政運営の効率化が図られるものと考えます。
- 地区計画などの市町村が定める都市計画において建築基準法等の法令の条項を引用しているが、法令改正によって条項ずれが生じた際、その都度市町村が都市計画を変更している。実態の変更が伴わない単に条項がずれたのみの形式的な修正であるにも関わらず、都市計画法施行令第14条第3号に規定される軽易な変更に該当しないため、当該変更にあたって都道府県知事との協議を行わざるを得ず、都道府県と市町村で協議手続の負担が発生している。
- 地区計画で定めている建築基準法の引用部分において、法改正による条項ずれが生じると、地区計画の変更手続きを行う必要があり、県との協議等、各種手続きが生じている。提案の地方公共団体の支障事例と同様に、実態の変更が伴わず、単に条項ずれの形式的な修正であるため、事務の効率化が図るためにも、協議事項の範囲について見直しを求める。
- 本市においても、建築基準法の改正による条項ずれにより、地区計画の変更手続きが必要となっており、地区計画区域内の地権者同意が必要となるなど、事務手続きに時間を要することとなっている。
- 軽易な変更とし都道府県知事の同意・協議を不要とすることで、速やかな都市計画手続き及び事務負担の軽減を図る必要がある。
- 本県においてこれまで同様の支障事例はないが、条項ずれ等による都市計画の変更は都市計画に定められている内容を何ら変更する性質のものではなく、当該変更による都道府県知事との同意協議は形式上のものとなる(内容に変更が無いため審査すべき箇所がない)ことから、制度改正の必要性はあるものと考える。
- 提案のとおり、制限の内容に実質的な変更がない場合は、法的に協議不要とされたい。
- 地区計画等に定める建築物等の用途の制限において、建築基準法と整合を図った表現としているが、法令改正によって表現の整理等が行われ、実態的な変更が伴わない形式的な修正である場合においても、都市計画法施行令第14条第1号に規定される軽易な変更に該当しないため、当該変更にあたって縦覧手続きが必要となる。実態的な変更を伴わない都市計画変更手続きについて、迅速で効率的な行政運営に向けた見直しを求める。
- 条項ずれの改正など直接的に不都合が発生するものでもなく形式的な手続きのみの場合においても、都市計画法施行令第14条第3号に規定される軽易な変更に該当しない場合は、公告縦覧、都市計画審議会及び都道府県知事との協議等の必要がある。
- このような議論の余地が無く審議の必要性が低い変更であっても、都市計画審議会委員への負担及び一連の事務が発生するため、軽易な変更の範囲見直しをお願いしたい。
- 平成30年4月1日施行の建築基準法改正による別表第2の項ずれを受け、県内の多くの地区計画において、項ずれに追随するための都市計画変更を行ったが、その全てで知事協議を要したため、県及び県内市町において煩雑な作業が発生した。
- 引用法令の条項ずれによる軽易な変更においても、協議や同意が必要となり、都道府県・市町村双方に手續の負担が生じている。
- 当県においても全く同様の事例が生じており、県と市町村双方の事務負担となっていることから、提案のとおり改善されることが望ましい。

各府省からの第1次回答

都市計画において引用されている法令の条項は、都市計画法第20条第1項の規定による告示があった日ににおいて有効であったものとして解釈されることから、条項ずれに係る都市計画の修正を直ちに行わないという理由のみをもって、都市計画そのものの効力に影響を及ぼすものではありません。

なお、都市計画を利用する方々への分かりやすさの観点からは、当該都市計画の実質的な変更を行う機会を捉えて、条項ずれを併せて措置していただくことが考えられます。また、実質的な変更を行う機会が想定されない場合には、同様の観点から、告示している都市計画において条項ずれが生じていることを周知することも考えられます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

- 都道府県知事の同意・協議を不要とすることができない理由をご説明いただきたい。
- 都市計画そのものの効力に影響を及ぼさない変更について、当該都市計画の実質的な変更を行う機会に併せて措置を行う、もしくは、実質的な変更を行う機会が想定されない場合には、告示している都市計画において条項ずれが生じていることを周知するとあるが、その旨を通知等の文書によってお示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

所管省は条項ずれによる都市計画の変更という形式上の変更については、他の実質的な変更と併せて行えば良いかのような見解を示しているが、同意を要する協議は必要最小限とすべきであり、法令改正に伴う条項ずれによる都市計画の変更は都道府県知事との協議が不要であることを明確化すべきである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

1次回答で示したとおり、都市計画において引用されている法令の条項は、都市計画法第20条第1項の規定による告示があった日において有効であったものとして解釈されることから、条項ずれに係る都市計画の修正を直ちに行わないという理由のみをもって、都市計画そのものの効力に影響を及ぼすものではない。

一方、都市計画を利用する方々への分かりやすさの観点からは、当該都市計画の実質的な変更を行う機会を捉えて条項ずれを併せて措置していただくことが考えられる。また、実質的な変更を行うことが想定されない場合には、同様の観点から、告示している都市計画において条項ずれが生じていることを周知することも考えられる。

こうした運用も考えられることを自治体に対して事務連絡で周知する。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

203

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

公営住宅法第 34 条に規定されている収入調査手法の拡大

提案団体

掛川市、島田市、藤枝市、伊豆市、菊川市、牧之原市

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

収入申告の真偽を調査・確認できる手だてについて、収入申告等の適切な手続きを怠った退去済み滞納者に
対しても課税台帳の閲覧等を可能とする等、調査・確認手法を拡大すること。

具体的な支障事例

本市では、収入申告を行わない入居者に対しては、申告を行うよう丁寧に連絡・催告を行っているところであるが、中には再三連絡・催告を行ったにも関わらず、収入状況申告を怠り、公営住宅法上の規定により近傍同種家賃を以て家賃を決定せざるを得ない者もいる。
また、その中には3か月以上家賃を滞納し、明渡請求を経て退去に至る者もあり、そういった者には家賃を滞納した状態で遠方へ転居するケースもある。
このようなケースにおいては、転居先が判明していても、第 34 条の規定による調査が行えないため、現在の収入状況が把握できない。滞納整理を進めるに当たり、遠方への調査等に係る費用(旅費や民事執行に係る手続)と滞納整理による回収額の目途が立たないことから、費用対効果の見通しが立たず、滞納整理業務の効率的な遂行に支障を来している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

調査結果に基づき、当該債権を徴収するか放棄するかが分類でき、相手方の生活状況に合った債権管理業務が執行できる。このことで滞納額の圧縮が見込め、債権が適正に管理されると同時に、生活困窮者には生活重建のために必要な措置を講じることが可能となる。
また、無益な法的措置を防ぐことで、自治体は法的措置に係る費用を効果的に執行でき、かつ業務効率化を図ることができる。

根拠法令等

公営住宅法第 34 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、静岡県、神戸市、尼崎市

○当市において、退去後に滞納がある事案について、収入申告が未提出の者について、現在の収入状況が把握できない状況である。また、収入申告が未提出の者は就労先等も不明であるため、債権差押の手続き等、滞納整理業務において支障が生じている。収入申告等の適切な手続きを怠った退去済み滞納者に対しても課税

台帳の閲覧等を可能とする等、調査・確認手法を拡大することができれば、債権回収率向上に資することができる。

○本市においても、家賃を滞納し遠方へ転居するケースがある。市営住宅入居者については低所得者向けの住宅となっていることから債権回収の見通しを立てるためにも収入状況の把握が必要となる。

○本市においては、公営住宅法第34条の適用範囲について明確な基準が示されておらず、提案市と同様の支障が生じており、退去者についても調査権限が生じれば、徴収実務として有益であると考えられる。

○本市においても、滞納された住宅家賃の回収に苦慮しており、仮に本提案のとおり、債権回収業務においても課税台帳等を参照することができれば、より効果的・効率的な滞納整理を行うことができると考えている。

○公営住宅法において、入居者に対する収入状況の報告の請求等の定めがあるが、退去滞納者に対する調査権までは明記されていない。公営住宅における退去滞納者に対する債権回収は、懸案事項であり、その債権確保のための調査権の付与について検討をいただきたい。

各府省からの第1次回答

○公営住宅法(以下「法」という。)は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を賃貸することにより国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とした法律であるため、家賃は入居者の収入に応じて決定することとともに、入居者の事情に応じた家賃・敷金の減免措置や高額所得者に対する明渡し請求等の規定を整備しているところ。

○これらの規定を適正に運用するためには入居者の収入を把握する必要があるため、入居者の収入を毎年度事業主体に申告させることとしているが、入居者からの収入申告に全てを委ねることは虚偽の申告を誘発するおそれがある。そのため、事業主体が収入申告の真偽を調査する手立てを整備することで収入申告の正確性を担保することとしたのが法第34条の趣旨である。

○このような法第34条の趣旨を踏まえると、同条の規定による収入調査の対象は、「低額所得者に対する低廉な家賃の住宅の賃貸による国民生活の安定と社会福祉の増進への寄与」という法の目的の下に整備された規定の運用に必要な範囲に限るべきであり、法の目的と無関係な滞納整理業務の効率化という観点から法第34条の規定による収入調査の範囲を拡大することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○公営住宅は住宅セーフティネットの根幹として、住宅困窮者に対し低廉な家賃で提供される住宅である。この制度の要である家賃算定や減免・徴収猶予、収入超過者・高額所得者の決定等を適切に行うためには収入申告の正確性を担保する必要があり、故に法34条の調査権限があるという点は、国土交通省の回答のとおりと認識している。

○そのうえで法の目的の達成のために公営住宅を長期的に安定供給するためには自主財源を適正に確保する必要がある。そのためには退去した者も含め、公営住宅が公的給付の側面をもつ(市場家賃と負担能力に応じた負担額の差額は、国や事業主体が補填している)との考え方のもと、能力に応じて公平に費用負担される必要がある。この部分が揺らげば公営住宅の運営のために年々赤字補填額が増加し、公営住宅の保有が自治体財政上のリスクになり、今以上に改善や更新が進まなくなる懸念がある。

○公平性の確保のためには個々の負担能力を適切に把握する必要があるが、現行制度では家賃等を滞納した退去者の負担能力を調べる術がなく、悪質な滞納者に対する裁判手続を経た強制徴収の実現にも必要な情報が得られず、対応に苦慮している。特に滞納が長期化している者については、事業主体の催告にも一切応じず、法的措置を起こしても反応がないため、そこから先の事務手続に進めないといった支障があるのが実情である。

○よって、「滞納整理業務と法の目的は無関係」ではなく、使用者間の公平性の確保により自主財源が適正に確保されることで公営住宅制度が安定し、住宅セーフティネットの更なる充実が図られるための提案である旨を御理解いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【静岡県】

公営住宅には、入居資格の審査、入居者の収入の把握・家賃決定、収入超過者・高額所得者に対する措置、家賃滞納指導などの民間住宅にない業務を行なうが、財源である家賃制度は民間並み家賃をベースに設計が行なわれており、必要な手当てがなされていない。

このため業務の効率化の観点から、法第34条の規定の収入調査の範囲を拡大することは必要と考える。また、その対応が困難な場合は、滞納債権回収を効率的に進めるため、公営住宅の滞納債権を強制執行できる

債権(公債権)として扱えるなど対応を願いたい。

【神戸市】

たしかに、公営住宅法第1条にある「この法律の目的」には、「低額所得者に対する低廉な家賃の住宅の賃貸による国民生活の安定と社会福祉の増進への寄与」と明記している。

しかし、使用料債権の回収に困難が生じ、事業の運営に支障をきたすことは、低廉な住戸の供給するという目的を継続するにあたり、妨げになってしまう。

したがって、滞納整理業務の効率化は、法の趣旨とは無関係とは言えないのではないか。

債権確保のための調査権の付与について検討をいただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

慎重に検討されたい。

各府省からの第2次回答

○滞納整理業務を効率化して公営住宅運営の安定性を確保したいという趣旨は理解するものの、公営住宅制度は低額所得者の居住の安定を確保するためのものであることから強制徴収の規定を設けておらず、よって滞納整理のための財産調査権を付与することは困難である。

○このため、公営住宅法第34条の収入調査権は、低額所得者のセーフティネットである公営住宅制度の適正な運用において、家賃決定等に当たり必要不可欠な入居者の収入の的確な把握のために用いるという趣旨を超えるものでないことは1次回答のとおり。

○なお、家賃滞納者に対しては、入居中の的確な対応をとることが望ましく、その留意点について、「公営住宅管理の適正な執行について」(平成30年2月23日付け国住備第180号国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知)において示しているので参考にされたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

204

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

限定特定行政庁に置くことができる建築主事の資格要件の緩和

提案団体

掛川市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的な内容

建築基準法第 97 条の 2 により限定特定行政庁が置くことができる建築主事となる場合に限り、二級建築士試験に合格した者であっても建築基準適合判定資格者検定を受験することを可能とすることで、限定特定行政庁に置くことができる建築主事の資格要件を緩和するよう求める。

具体的な支障事例

本市は、建築基準法第 97 条の 2 により建築主事を置き、限定特定行政庁として、長期優良住宅建築等計画と連動した長期優良住宅又は省エネ住宅等の良質な認定住宅の促進、並びに立地適正化計画と連動した居住誘導によるコンパクトシティの推進などの施策展開を実施しているとともに、住民に身近な違反建築物の指導・建築相談を実施しており、都道府県が行う場合と比較して短期間で迅速な対応を行うなど、住民にとって身近な建築行政を実現を図っている。

しかし、本市には一級建築士資格を保有し、かつ建築基準適合判定資格者である者が 4 名しかおらず、いずれも中高年の職員で、かつ 2 名が外局の建築関係業務に従事しているため、建築主事として任命されているのは 2 名のみで、今後の存続が危ぶまれる状況にある。

地方では一級建築士資格を要する物件も限定的で建築士の絶対数も少ないため安定的な職員採用は困難であり、仮に二級建築士を採用できても一級建築士と建築主事試験合格までの育成には相応の時間を要する。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

今後、限定特定行政庁として存続が困難となると、地域の特性に沿ったまちづくり及び住民に身近な建築行政の実現の支障となり、特に、今後、民泊の規制緩和に伴い、全国的に建築相談等が増大することが見込まれる。限定特定行政庁及びその行政庁が置く建築主事の権限の範囲は、二級建築士の業務の範疇であることも鑑み、建築行政の安全性が損なわれない範囲内で、限定特定行政庁に置くことができる建築主事の資格要件の緩和することで、建築主事の安定的な確保を図り、身近な建築行政は身近な市町村で対応できる体制を整備・促進し、建築行政の効率的かつ地域に即した執行が可能となる。

根拠法令等

建築基準法第 5 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

須賀川市、みどり市、松浦市

○本市においても、建築基準法第97条の2により建築主事を置き、限定特定行政庁として建築行政を行っているところであります。

しかしながら、建築基準適合判定資格者である者は3名しかおらず、提案団体と同様人材育成に苦慮しています。

○本市においても、同様の問題が発生しており、建築主事の確保には苦慮している状況にある(現在、建築主事1名で対応)。また、現在の建築適合判定資格者検定の試験内容に関しても、建築主事の総合に関する試験内容であり、一部限定的な業務を行う限定特定行政庁の職員においては、実務と乖離した試験内容であることも、資格確保の妨げになっているように思われる。以上のことから、今回の受検資格要件の緩和に限らず、限定特定行政庁の建築主事の業務内容に即した建築適合判定資格者検定試験および資格(限定建築主事資格等)を創設することで、限定特定行政庁の業務内容に沿った建築主事(限定建築主事)を配置し、これをもって建築主事の安定的な確保を図り、身近な建築行政は身近な市町村で対応できる体制を整備・促進し、建築行政の効率的かつ地域に即した執行が可能となると考える。

○本市も限定特定行政庁であるが、一級建築士資格を保有し、かつ建築基準適合判定資格者である者は2名しかおらず、建築主事として任命されているのは2名のみであり、今後の存続が危ぶまれる状況にある。2級建築士資格者に対象を拡大することで、限定特定行政庁の存続の危機が回避される可能性が生まれる。またそれにより若手職員の動機づけが得られ、適切な建築行政が実施できる。

○本市では、平成28年10月より建築基準法第97条の2により建築主事を置き、限定特定行政庁を開設した。開設するにあたり、職員に建築基準適合判定資格者が居なかったため、外部から資格者2名を任期付職員として採用を行った。現在は、建築主事3名(うち任期付職員2名)、1級建築士1名の計4名の組織体制であるが、数年のうちに任期付職員の任期切れとなる。限定特定行政庁の開設以来、毎年建築基準適合判定資格者又は1級建築士の職員募集を行っているが、採用するに至っていない。指定確認検査機関や建設業者との技術者採用の競合もあり、地方公共団体において安定的な採用は困難である。

○緩和を限定特定行政庁職員に限定するのか等課題は多いと思われるが、年々1級建築士の取得が困難になっているなかで、県内の限定特定行政庁(10市)が、資格者の維持について苦慮していることは承知している。個々の限定特定行政庁の判断によるが、要件緩和により安定的な執行が可能になるのであれば、県として妨げるものではないと考える。

各府省からの第1次回答

○建築基準適合判定資格者検定は、建築士の設計に係る建築物が建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定に適合するどうかを判定するために必要な知識及び経験について行うもので、受検資格として、一級建築士試験に合格した者で、建築行政又は建築基準法第77条の18第1項の確認検査の業務その他これに類する業務で政令で定めるものに関して、2年以上の実務経験を有することを要件としている。

○二級建築士試験は、高等学校における正規の建築に関する課程において修得する程度の基本的知識や、これを用いて通常の木造の建築物や簡単な鉄筋コンクリート造等の建築物の設計及び工事監理を行う能力を判定することとされており(建築士法施行規則第12条第1項)、一級建築士試験で問われる内容(同規則第11条)とは異なり出題範囲が限定されていることから、二級建築士が建築基準法など関連法令を含めて、全ての知識や技術基準等を網羅的に習得しているわけではない。

○限定特定行政庁の建築主事が確認審査を行える建築物の範囲は建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物であり(建築基準法第97条の2第1項、同法施行令第148条第1項)、二級建築士が設計等が行うことができる規模の建築物(建築士法第3条～第3条の3)の範囲内となっているが、当該規模の建築物であっても、設計に用いる技術基準が二級建築士の修得している技術基準の範囲内である必要はなく、不静定の構造を用いたり、免震構造を用いる等のより高度な、一級建築士が修得している技術基準を用いた設計に係る建築物の確認申請が行われる可能性がある。

○このような確認申請が行われた場合に、建築主事が二級建築士としての知識や技能しか持たない者であるとすると、一級建築士が修得している技術基準等を持っていないことから、当該建築物が建築基準関係規定に適合するかどうか正確に判断をすることが困難となる。

○また、建築主事は、申請手続き上の瑕疵がない場合には、確認申請を拒否することができないにもかかわらず、一方では、建築物が建築基準関係規定に適合するかどうかを判断することができないことを理由に、実質的には確認申請を拒否したり、未熟な技量のままで、不適合なものを建築基準に適合すると判断した結果、危険な建築物が建築されるという恐れが生じる可能性がある。

○以上のことから、限定特定行政庁の建築主事となる場合であっても、二級建築士試験に合格した者が建築基準適合判定資格者検定を受験することを可能とすることはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

- 確認審査業務の観点における一次回答の指摘について否定するものではありません。
- しかしながら、平成10年の建築基準法改正から約20年を経過し、民間の指定確認検査機関が最前線で確認申請・検査業務を行うことになった成果が熟し、限定特定行政庁の建築基準法における建築主事の役割が民間にシフトしたと捉えられます(全国的にも同様)。本市においては、平成29年度の建築確認申請数は全申請数の約1%強と減少が進んでおります。限定特定行政庁の業務自体が変化したと考えます。
- 現在は、長期優良住宅普及促進法、建築物省エネ法、低炭素化法、建設リサイクル法等の、建築基準法以外に限定特定行政庁に移譲されている業務や市民からの住宅建築相談、指導が業務となっており、これを基に市域に沿った住宅政策を行っています。今後も地方の限定特定行政庁が建築基準法以外に移譲されている業務を安定的に継続できるよう、本市が抱える具体的な支障事例や制度改正による効果が得られるよう提案を行った旨を、より大局的な視点で御理解いただきたいと考えます。
- また、一級建築士が習得している技術基準と建築基準適合判定に必要な技術基準が必ずしも同一であるとは言えず、二級建築士でも、建築基準適合判定資格試験に合格していれば建築主事に必要な知識や技術基準は備えていると判断でき、一級建築士が資格要件である必要に疑問を感じます。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

- 【全国市長会】
慎重に検討されたい。

各府省からの第2次回答

- 建築基準適合判定資格者検定は、建築士の設計に係る建築物が建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定に適合するかどうかを判定するために必要な知識及び経験について行うもので、受検資格として、一級建築士試験に合格した者で、建築行政又は建築基準法第77条の18第1項の確認検査の業務その他これに類する業務で政令で定めるものに関して、2年以上の実務経験を有することを要件としている。
- 二級建築士試験は、高等学校における正規の建築に関する課程において修得する程度の基本的知識や、これを用いて通常の木造の建築物や簡単な鉄筋コンクリート造等の建築物の設計及び工事監理を行う能力を判定することとされており(建築士法施行規則第12条第1項)、一級建築士試験で問われる内容(同規則第11条)とは異なり出題範囲が限定されていることから、二級建築士が建築基準法など関連法令を含めて、全ての知識や技術基準等を網羅的に習得しているわけではない。
- 限定特定行政庁の建築主事が確認審査を行える建築物の範囲は建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物であり(建築基準法第97条の2第1項、同法施行令第148条第1項)、二級建築士が設計等が行うことができる規模の建築物(建築士法第3条～第3条の3)の範囲内となっているが、当該規模の建築物であっても、設計に用いる技術基準が二級建築士の修得している技術基準の範囲内である必要はなく、不静定の構造を用いたり、免震構造を用いる等のより高度な、一級建築士が修得している技術基準を用いた設計に係る建築物の確認申請が行われる可能性がある。
- このような確認申請が行われた場合に、建築主事が二級建築士としての知識や技能しか持たない者であるとすると、一級建築士が修得している技術基準等を持っていないことから、当該建築物が建築基準関係規定に適合するかどうか正確に判断をすることが困難となる。
- また、建築主事は、申請手続き上の瑕疵がない場合には、確認申請を拒否することができないにもかかわらず、一方では、建築物が建築基準関係規定に適合するかどうかを判断することができないことを理由に、実質的には確認申請を拒否したり、未熟な技量のままで、不適合なものを建築基準に適合すると判断した結果、危険な建築物が建築されるという恐れが生じる可能性がある。
- 以上のことから、限定特定行政庁の建築主事となる場合であっても、二級建築士試験に合格した者が建築基準適合判定資格者検定を受験することを可能とすることはできない。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

225

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し

提案団体

栃木県、福島県、群馬県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的な内容

国交省が5年ごとに実施している「法人土地・建物基本調査(基幹統計調査)」について、作業の効率性や調査を受ける法人の立場を考慮しながら、各都道府県が外部に再委託している事務は国が一括して外部委託するなど、都道府県の事務負担を軽減するよう都道府県事務を見直すこと。

具体的な支障事例

本調査については、都道府県への法定受託事務としているが、経費及び事務手続の面で非効率である。

(具体例)

- ・都道府県は、国の説明会に出席し、都道府県が行う事務の説明を国から受け、その内容を業者に再委託することになる。
- ・調査方法の疑問等、県委託業者から受けた質問について、県は国に対応の確認をしており、国の指示がないと調査が進行しない。
- ・都道府県、国においてそれぞれが、外部委託を行っているが、国が一括で外部委託を行えば、これらの事務が省略でき効率的である。
- ・調査票未提出法人に対する督促について、1回目を国交省が、2回目以降を都道府県が実施することとなっているが、調査を受ける法人にとって、調査の実施主体がわかりにくい。

(都道府県業務)

都道府県内の会社法人以外の法人の名簿整備、宛先不明法人の住所等の調査、調査票の受付整理(システム入力)等

(国土交通省業務)

会社法人、全国規模の会社法人以外の法人の名簿整備、調査票の発送等

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

調査実施に係る行政コストの効率化、調査対象法人からの問合せに素早く対応される等の国民利便性の向上等が図られる。

根拠法令等

統計法第 16 条

統計法施行令第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、青森県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、愛知県、京都府、兵庫県、岡山県、鳥取県、高知県、熊本県、大分県、九州地方知事会

○法人の種類によって、調査票の受付・審査が国と都道府県に分かれていることから、国と都道府県、特に都道府県に事務が発生しているが、国が一括して調査をすれば、都道府県への説明、委託契約、都道府県からの照会に対する回答、都道府県が実施する事務等々を省略することができ、業務の効率化が図れる。

国が一括して調査することで、特段の支障がなければ、国で一括して調査し、業務の効率化を図るべきである。

当団体の場合、封筒の宛先が当団体となっていることから、専任の事務担当者が居ない小規模の宗教法人から様々な質問が当団体に寄せられるが、国へ改めて質問していただくか、当団体から国へ確認した上で回答するなど二度手間が発生する。

○都道府県事務は、事前調査(都道府県内の会社法人以外の法人の名簿整備)のみに限定し、本調査業務は国で一括して行うべきと考える。

【効果】事務手続きおよび経費の効率化

【支障事例】

5年に1度実施される調査であり、県では当該調査に係る人員を調査年度に限って確保することは現実的でなく、調査担当職員の業務負担が大きい(県の本来業務に支障が生じかねない)

調査を受ける法人からの問い合わせ対応は国が行う予定であるが、調査票の提出先は県であり、また調査票の審査は県から再委託を行う民間事業者であるため、調査対象法人は問い合わせ先が分かりにくく混乱を招く恐れがある。

国が一括して実施する場合に比べ、経費及び事務手続きが非効率である。例えば、調査票は国交省が発送→調査対象法人→県→再委託先(民間事業者)→国交省という流れで送付されるが、都度送料がかかるため経費のムダが生じる。

国から県への委託費について、十分な予算が確保されていない。H30年度調査では、国の各都道府県への予算の配分調整に時間がかかり委託費の確定が遅くなったため、県から民間事業者への委託内容の仕様検討も遅れた。

○国は「会社法人」の調査を外部委託しており、都道府県に委託している「会社以外の法人」も含めて一括で外部委託すれば、事務の効率化及び経費節減を図ることができる。

当県では、業務遂行のため、非常勤職員を雇用して対応しているが、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦労するなど体制及び作業環境整備の負担が大きくなっている。

「会社以外の法人」だけ都道府県に割り当てられたり、調査票の受付整理や未提出法人への督促等だけ都道府県が実施したりする合理的な理由が見当たらない。

調査方法について、国が調査票を発送するが、受け付けは都道府県となり、調査票未提出法人に対する督促の1回目は国が実施するが、2回目以降は都道府県が実施するなど、調査を受ける法人にとって調査実施主体がわかりにくいシステムとなっており、混乱やトラブルを招く恐れがある。

○【支障事例】

(1)都道府県への法定受託事務としている理由、必要性がなく、経費及び事務手続の面で非効率である。

(2)国から都道府県への委託費について、再委託が認められているものの十分な予算が確保されていないため再委託を断念した。

(3)調査内で国と都道府県で事務分担が分かれており、回答する法人には分かりにくいと思われる。

【上記の具体例】

(1)国側が一括して作業すれば、都道府県への委託事務契約等も不要となり、事務効率化が図られる。また、臨時職員を雇用する場合、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦慮する場合がある。

(2)再委託する委託費の予算不足により自前で事務処理することにより職員負担が増加している。

(3)督促について、1回目を国交省が、2回目以降を都道府県実施となっているが、調査を受ける法人としては実施主体が分かりにくく混乱を招く恐れが高い。

○国と都道府県で役割分担して実施することから、調査を受ける法人にとって実施主体が分かりづらい。

【具体例】

法人に調査票送付するのは県、問い合わせは国となっている。また、督促について、葉書督促を国で、封書・電話督促を県がやることになりわかりづらく(封書等の返送先は県)、混乱、トラブルを招く恐れがある。

非効率な事務となっている。

【具体例】

国でも本調査を民間にも委託し、都道府県も再委託で民間に委託可となっていることを考えると、国で一括して民間に委託した方が効率的ではないか。(都道府県が介在する効果が分からない)

○本県においても提案自治体と同様の支障事例が発生しており、解消するためには制度改正の必要性がある。

○ 本調査事務については、一部は国が民間委託を行い、一部は都道府県が民間委託を行っており、事務手続き上非効率が生じている。

法人名簿整備については、法人番号制度の導入により国税庁が一般公開している法人データを国交省が直接活用すれば足り、都道府県は不要な確認作業を行っている。特に社会福祉法人については、大半は市町村が所管しており、名簿作成を都道府県で行う具体的なメリットがない。

○国からの委託料が十分に確保されておらず、業務に支障をきたす恐れがある。

入札業務等事務量が多く、国において一括して外部委託をおこなうほうが効率的である。

○各都道府県においては、再委託する場合も、非常勤職員を雇用する場合も、業者や人材を確保をするのに苦慮しているため、本調査は国が一括して外部委託を行えば、全都道府県の事務を省略でき効率的である。

○都道府県への法定受託事務としている明瞭な理由及び必要性が見出せず、経費及び事務手続の面で非効率である。

調査手法で国と都道府県で事務分担(例:1回目の督促の実施は国で2回目が県)が分かれしており、回答する法人には分かりにくい。

当該調査が5年に1回の頻度であることから、その事務実施だけのための人員確保が困難な状況になっており、事務の再委託が認められているとは言え、その業務のために必要な準備、手配、入札、進行管理運営等を行う職員の負担が重くのしかかっている。加えて、国は本調査業務そのものを民間委託しており、県が分担する事務は当該調査業務の一部分であることから、国と都道府県でそれぞれ民間委託している現状は非効率である。

調査を受ける法人にとっては、調査の各部分における主体が国か都道府県か分かりにくく、混乱やトラブルを招く恐れがある。

○本県では、本調査専属の非常勤職員を雇用し、業務を実施しているが、人員確保や情報流出防止に留意した作業場所の確保等に苦慮している。また、国からの予算措置が十分ではなく、委託の実施は困難となっている。

各府省からの第1次回答

平成5年の第1回調査から業務の一部を都道府県で実施しており、平成30年調査に係る業務としては、会社以外の法人に係る名簿整備、調査票の回収及び督促業務について、統計法第16条及び同法施行令第4条に基づき、法定受託事務として実施することとしている。

平成30年調査における都道府県委託業務は、平成25年調査時に最も負担が大きかった疑義照会(回収した調査票の記載内容に対する照会)業務を国土交通省が実施することとし、また、平成30年調査の企画・設計段階では、第1回から第3回までの督促をすべて都道府県において実施する予定だったが、事務負担を軽減すべく第1回の督促を国土交通省で実施することとした。

事務分担の変更は、調査票回収率への影響も想定されることから、引き続き都道府県による一定の関与が必要と考えられるが、次回調査に向けて、平成30年調査の調査票の回収状況や結果も踏まえ、国土交通省内部及び外部に設けた学識経験者等から成る研究会(平成5年調査から毎年開催)において、都道府県の関与の在り方について検討する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

都道府県が担当する「会社法人以外の法人」の中には、市・町等が所管し、県と関係性が低い法人も含まれている。県の調査担当課が調査にかかわることで、調査票の回収率を上げるために貢献できているのか疑問である。また、調査対象法人から質問があった場合、委託事業者→県→国と確認することになり、時間を要することから、調査票回収に悪影響を及ぼすことも懸念される。

8月から本格的に調査が開始されたが、システムが当初想定通りに動かず混乱が生じており、国一県一委託事業者間のやり取りも煩雑となっている。

調査対象法人及び都道府県双方に負担のない効率的な調査方法となるよう見直しをお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【愛知県】

調査票の回収時における国と県の現行の事務分担は、調査対象が会社法人であるか等によって区分けされているだけであり、これらを変更することで回収率が下がるとは考え難い。

都道府県の関与のあり方について、引き続き検討されるということであるが、法人土地・建物基本調査における都道府県の関与の必要性が十分に示せないのであれば、提案の趣旨に沿った都道府県事務の見直しをしていただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

一

各府省からの第2次回答

平成30年土地基本調査に関する研究会(第1~3回)においては、国と都道府県の事務分担の見直しのほか、「調査票」の構成・デザイン改善などの回収率確保に関する議論を行った。

また、平成30年調査は、平成28年に実施した予備調査における国と都道府県の事務分担に応じた督促と回収率の傾向について検証を行い、その結果を踏まえて、国と都道府県の事務分担を決定した(平成28年予備調査における国の回収率:約71%、都道府県の回収率:約85%)。

次回調査における都道府県の関与の在り方については、今回の調査に伴う回収率等の結果を踏まえたうえで、次回調査に向けた研究会等に向けて、事務の効率化のための見直しの方向性を整理する。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

257

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

運輸・交通

提案事項(事項名)

通訳案内士登録業務の見直し

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的な内容

通訳案内士登録の際に提出を求めている書類の見直し

具体的な支障事例

通訳案内士の登録に当たっては、必要書類として、通訳案内士法施行規則第16条において、申請書、健康診断書、合格証書の写し及び履歴書等の提出を義務づけている。

このうち、健康診断書については、同規則第17条に規定される「精神の機能の障害により通訳案内の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（現に受けている治療等により今後障害の程度が軽減すると見込まれる者を除く。）とする」ではないことの証明を求めるものであるが、申請者が医師から専門外の分野であること等を理由に診療を断られる事例が発生している。

その他、精神科等での受診の要否、定期健康診断書での代用の可否の問い合わせ等、登録申請書類のうち、最も多くの問い合わせが寄せられている。

健康診断書については、口述試験において、通訳案内の現場で必要なコミュニケーションを図るための実践的な能力を判定していることに鑑みれば、登録申請時点で医師による診断を不要としても大きな影響は出ないものと考えられる。

また、履歴書については、登録事務、またそれ以降においても使用されておらず、申請手続において提出させる理由が不明確であり実務上の必要性が乏しいと思われる。

以上のことから、申請者の利便性の向上及び行政効率化の観点に立ち、健康診断書及び履歴書を提出書類から省くなど制度の見直しを求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

通訳案内士登録に係る書類を削減することにより、申請者の受診・診断書の作成、履歴書の作成に係る負担を軽減するとともに、登録業務に係る書類の確認を行う地方公共団体職員の負担を軽減することができる。

根拠法令等

通訳案内士法施行規則第16条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

長野県、愛媛県、福岡県、大分県

○本県でも、全国通訳案内士登録に係る書類のうち、健康診断書及び履歴書については、本提案と同様の支

障事例がある。

健康診断書については、精神科等での受診の要否等の問合せの多さや、診断書発行費用がかかることを踏まえると、提出は、申請者にとって負担になっている事項であると考えられる。

ただし、健康診断書の提出は、通訳案内士法施行規則第17条の規定を証明する手段となっており、負担軽減のために提出不要と判断するには検討が必要である。

なお、履歴書については、理由が不明確なまま提出を求めていたり、徴求理由が明確にならない限り、提出は不要と考える。

○提案に記載のとおり、現場で必要なコミュニケーションを図る実践的な能力があると判断されているのであれば、登録時の医師の診断書の必要性はないと考えている。実際に、「改めて医師への診断を求めるのは大変で、直近の健康診断書の診断結果を使いたい」という問い合わせも何件か受けている。履歴書に関しても登録事務の際も、その後も使用することはなく、提出の理由が不明確である。

○健康診断書について、問合せが多くあることは事実である。口述試験でコミュニケーション能力は十分判定することができ、規則第17条の該当の有無を判断することも可能であると考える。

また、履歴書についても作成に時間を要する上、用途が不明確である。両書類を提出不要とすれば申請者の負担減、問合せ数も減となり、それによる問題も発生しないと思われる。

○本県でも、健康診断書について同様の問い合わせが寄せられており、また、履歴書についても登録事務以降は使用していないことから、制度改正を求めるに賛同する。

各府省からの第1次回答

全国通訳案内士の登録手続きに当たっては、申請者が、通訳案内士法第21条第1項、同法施行規則第17条に規定する登録拒否要件に該当しないか確認を行う必要があり、その確認に当たっては、申請者に対して健康診断書の提出を求めるにより、都道府県が迅速に処理することを可能としている。

また、貴団体が提案する全国通訳案内士試験での確認については、当該試験は必要な知識や能力を有するか判定することを目的として行うものであり、受験者の心身障害について専門的な知識を有さない試験委員が判断することは難しい。

さらに、全国通訳案内士試験合格者は、必ずしも合格後直ちに全国通訳案内士の登録手続きを執らない場合もあることから、当該確認行為は、手続時に健康診断書の提出をもって行うことが必要最小限の適切な方法である。

履歴書についても、申請者が通訳案内士法第4条の欠格事由に該当しないか確認する手段として求めているものであり、当該確認行為は、健康診断書と同様、登録手続き時において行うことが適切であると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

健康診断書について、申請者からは、通訳案内士の業務内容が分からぬため医師から診察を拒否されたとの声が実際に届いているところ。また、通訳案内士法施行規則第17条に「通訳案内の業務を適正に行うに当たって」とあることから、医師が通訳案内士の業務内容を正確に理解し、業務遂行の可否を判断するに当たっての助けとなるガイドラインの作成など、適切な措置を求める。

履歴書については、申請者が通訳案内士法第4条の欠格事由に該当しないか確認する手段として履歴書を提出させることができない可能性がある。また、賞罰欄のない履歴書により登録を申請する申請者が多いことから、履歴書の提出により第4条の欠格事由に該当するかどうかの判断ができないため、関西広域連合では別途欠格事由に該当しない旨の宣誓書の提出を求めていた。

また、個人情報保護の観点からも、欠格事由に該当しないことを確認すればよく、学歴や職歴等の不要な個人情報を収集することとなる履歴書の提出は望ましいものではないと考える。

さらに、平成30年1月4日付の観光資源課長通知文(観観資343号)では、日本国籍を有さない者の欠格事由に該当しないことの確認方法として、原則、申請者本人に欠格条項に該当しない旨の誓約書を提出させる方法をもってすることと定めている。

こうしたことから、履歴書に代えて、関西広域連合で使用している欠格事由に該当しないことの宣誓書を提出させることを求める。

以上の2点について、申請者の利便性の向上及び行政効率化の観点から再検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

健康診断書については、医師が通訳案内士の業務内容を正確に理解し、かつ業務の遂行の可否について容易に判断できるよう、健康診断書の様式を見直す方向で検討を行う。

また、履歴書についても、他の制度における申請時の添付書類を踏まえ、履歴書から宣誓書等に見直す方向で検討を行う。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

265

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

宅地建物取引士における旧姓使用について

提案団体

岩手県、二戸市、岩手町

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的な内容

宅地建物取引業法施行規則第 14 条の 11 に規定されている宅地建物取引士証の記載事項のうち、宅地建物取引士の氏名について、旧姓の記載を可能とすること。

具体的な支障事例

本県としては、男女共同参画の推進と女性の活躍支援を行っていく立場であるが、都道府県が登録や交付等の事務を行っている宅地建物取引士においては、旧姓の使用が認められていない状況で、宅地建物取引士として活躍する方(特に女性の方)の改姓によるキャリアの分断が懸念される。他の多くの国家資格(建築士、弁護士等)において、旧姓の使用が認められている状況を鑑みると、宅地建物取引士においても旧姓使用を可能とすべきである。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

宅地建物取引士として活躍する方(特に女性の方)の改姓によるキャリアの分断が避けられ、男女共同参画の推進と女性の活躍の機会拡大につながる。

根拠法令等

宅地建物取引業法施行規則第 14 条の 10、第 14 条の 11

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福井市、大阪府

○本市においても「あらゆる分野における女性の活躍」を目指し、各種事業に取り組んでおり、個別の事案に限らず、男女共同参画の推進と女性の活躍の機会拡大に繋がる制度見直し等は進めていく必要があると考える。
○当団体においても、頻度としてそれほど多いわけではないが、旧姓使用に関する要望が寄せられることがある。なお、旧姓、改姓のいずれであっても、消費者保護の観点から、従事先の業者内において、使用を統一することが望ましい。

各府省からの第 1 次回答

宅地建物取引業法第 35 条第 4 項では、宅地建物取引士は、重要事項説明をするときは、説明の相手方に対し、宅地建物取引士証を提示しなければならないこととされている。

これは、都道府県に登録されている宅地建物取引士の本人情報等に照らして宅地建物取引士証に記載されている情報の真正性があることを確保しながら、買主等の消費者に対しこれを必ず提示させることで、宅地建物取引士でない者が重要事項を説明することやその名義貸しを防止するためのものである。

このため、旧姓使用を認めるに当たっては、買主等の消費者保護の観点から、都道府県に登録等を申請する際の内容を見直す必要が生ずるため、都道府県や不動産関係団体との調整を進めつつ、検討する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案を検討するに当たって、都道府県に登録等を申請する際の内容を見直す必要が生ずるとの回答をいただいているが、具体的にどのような点を見直す必要があるのか御教示いただきたい。

なお、本提案は、男女共同参画の推進と女性の活躍支援に資するものであり、他の多くの国家資格（建築士、弁護士等）において、旧姓の使用が認められている状況を鑑み、前向きに検討されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

【全国町村会】
提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

宅地建物取引士証に記載されている情報の真正性を確保する観点から、使用する旧姓に係る申請内容や申請方法等について検討する必要があると考えている。都道府県や不動産関係団体との調整を進めつつ、提案団体のご意見等も参考にしながら検討して参りたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

287

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的な内容

国交省が5年ごとに実施している「法人土地・建物基本調査(基幹統計調査)」について、作業の効率性や調査を受ける法人の立場を考慮しながら、各都道府県が外部に再委託している事務は国が一括して外部委託するなど、都道府県の事務負担を軽減するよう都道府県事務を見直すこと。

具体的な支障事例

本調査については、統計法第 16 条及び統計法施行令第 4 条に基づき、以下の区分で事務を行うこととされている。

〔都道府県〕

・活動が都道府県内にとどまる「会社以外の法人」の名簿整備、督促(2 回目・3 回目)、調査票の回収・受付(形式審査)、データ入力

〔国土交通省〕

・活動が全国展開している「会社以外の法人」及び「会社法人」の名簿整備、その他都道府県が実施する業務以外の業務

《支障事例》

・民間企業へ委託して実施する単純事務についても、国が事務を行うこととされている事務もあれば、都道府県が事務を行うこととされている事務もあり、国と都道府県でそれぞれ民間企業への委託を行う必要があり非効率となっている。

・都道府県が断片的に事務を行うこととされているため、調査を受ける法人にとっては、調査の各部分における主体が国か都道府県か分かりにくく、混乱やトラブルを招きかねない。

《非効率となっている具体例》

別紙のとおり

《調査対象法人の混乱やトラブルを招く恐れのある具体例》

別紙のとおり

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

行政の効率化や調査対象法人の調査における利便性の向上等が図られる。

根拠法令等

統計法第 16 条

統計法施行令第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、青森県、福島県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、愛知県、京都府、鳥取県、岡山県、高知県

○法人の種類によって、調査票の受付・審査が国と都道府県に分かれていることから、国と都道府県、特に都道府県に事務が発生しているが、国が一括して調査をすれば、都道府県への説明、委託契約、都道府県からの照会に対する回答、都道府県が実施する事務等々を省略することができ、業務の効率化が図れる。

国が一括して調査することで、特段の支障がなければ、国で一括して調査し、業務の効率化を図るべきである。

当団体の場合、封筒の宛先が当団体となっていることから、専任の事務担当者が居ない小規模の宗教法人から様々な質問が京都府に寄せられるが、国へ改めて質問していただくか、当団体から国へ確認した上で回答するなど二度手間が発生する。

○都道府県事務は、事前調査(都道府県内の会社法人以外の法人の名簿整備)のみに限定し、本調査業務は国で一括して行うべきと考える。

【効果】事務手続きおよび経費の効率化

【支障事例】

5年に1度実施される調査であり、県では当該調査に係る人員を調査年度に限って確保することは現実的でなく、調査担当職員の業務負担が大きい(県の本来業務に支障が生じかねない)

調査を受ける法人からの問い合わせ対応は国が行う予定であるが、調査票の提出先は県であり、また調査票の審査は県から再委託を行う民間事業者であるため、調査対象法人は問い合わせ先が分かりにくく混乱を招く恐れがある。

国が一括して実施する場合に比べ、経費及び事務手続きが非効率である。例えば、調査票は国交省が発送→調査対象法人→県→再委託先(民間事業者)→国交省という流れで送付されるが、都度送料がかかるため経費のムダが生じる。

国から県への委託費について、十分な予算が確保されていない。H30年度調査では、国の各都道府県への予算の配分調整に時間がかかり委託費の確定が遅くなったため、県から民間事業者への委託内容の仕様検討も遅れた。

○国は「会社法人」の調査を外部委託しており、都道府県に委託している「会社以外の法人」も含めて一括で外部委託すれば、事務の効率化及び経費節減を図ることができる。

当県では、業務遂行のため、非常勤職員を雇用して対応しているが、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦労するなど体制及び作業環境整備の負担が大きくなっている。

「会社以外の法人」だけ都道府県に割り当てられたり、調査票の受付整理や未提出法人への督促等だけ都道府県が実施したりする合理的な理由が見当たらない。

調査方法について、国が調査票を発送するが、受け付けは都道府県となり、調査票未提出法人に対する督促の1回目は国が実施するが、2回目以降は都道府県が実施するなど、調査を受ける法人にとって調査実施主体がわかりにくいシステムとなっており、混乱やトラブルを招く恐れがある。

○【支障事例】

(1)都道府県への法定受託事務としている理由、必要性がなく、経費及び事務手続の面で非効率である。

(2)国から都道府県への委託費について、再委託が認められているものの十分な予算が確保されていないため再委託を断念した。

(3)調査内で国と都道府県で事務分担が分かれており、回答する法人には分かりにくいと思われる。

【上記の具体例】

(1)国側が一括して作業すれば、都道府県への委託事務契約等も不要となり、事務効率化が図られる。また、臨時職員を雇用する場合、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦慮する場合がある。

(2)再委託する委託費の予算不足により自前で事務処理することにより職員負担が増加している。

(3)督促について、1回目を国交省が、2回目以降を都道府県実施となっているが、調査を受ける法人としては実施主体が分かりにくく混乱を招く恐れが高い。

○国と都道府県で役割分担して実施することから、調査を受ける法人にとって実施主体が分かりづらい。

【具体例】

法人に調査票送付するのは県、問い合わせは国となっている。また、督促について、葉書督促を国で、封書・電話督促を県がやることになりわかりづらく(封書等の返送先は県)、混乱、トラブルを招く恐れがある。
非効率な事務となっている。

【具体例】

国でも本調査を民間にも委託し、都道府県も再委託で民間に委託可となっていることを考えると、国で一括して民間に委託した方が効率的ではないか。(都道府県が介在する効果が分からない)

○5年に1度の統計調査のため国から委託される当該事務は、事務量が膨大であり、限られた職員での対応が困難であるため、民間事業者へ再委託することになるが、国からの予算も限られていることから、受託事業者を見つけることが困難な状況である。また、各都道府県においては、入札や契約、調査票の受付、国や業者との連絡調整に苦慮するなど、非効率な状況があることから、国が一括して外部委託することにより都道府県の事務負担を軽減するよう法定受託事務を見直すこと。

○本調査事務については、一部は国が民間委託を行い、一部は都道府県が民間委託を行っており、事務手続き上非効率が生じている。

法人名簿整備については、法人番号制度の導入により国税庁が一般公開している法人データを国交省が直接活用すれば足り、都道府県は不要な確認作業を行っている。特に社会福祉法人については、大半は市町村が所管しており、名簿作成を都道府県で行う具体的なメリットがない。

○都道府県への法定受託事務としている明瞭な理由及び必要性が見出せず、経費及び事務手続の面で非効率である。

調査手法で国と都道府県で事務分担(例:1回目の督促の実施は国で2回目が県)が分かれしており、回答する法人には分かりにくい。

当該調査が5年に1回の頻度であることから、その事務実施だけのための人員確保が困難な状況になっており、事務の再委託が認められているとは言え、その業務のために必要な準備、手配、入札、進行管理運営等を行う職員の負担が重くのしかかっている。加えて、国は本調査業務そのものを民間委託しており、県が分担する事務は当該調査業務の一部分であることから、国と都道府県でそれぞれ民間委託している現状は非効率である。

調査を受ける法人にとっては、調査の各部分における主体が国か都道府県か分かりにくく、混乱やトラブルを招く恐れがある。

各府省からの第1次回答

平成5年の第1回調査から業務の一部を都道府県で実施しており、平成30年調査に係る業務としては、会社以外の法人に係る名簿整備、調査票の回収及び督促業務について、統計法第16条及び同法施行令第4条に基づき、法定受託事務として実施することとしている。

平成30年調査における都道府県委託業務は、平成25年調査時に最も負担が大きかった疑義照会(回収した調査票の記載内容に対する照会)業務を国土交通省が実施することとし、また、平成30年調査の企画・設計段階では、第1回から第3回までの督促をすべて都道府県において実施する予定だったが、事務負担を軽減すべく第1回の督促を国土交通省で実施することとした。

事務分担の変更は、調査票回収率への影響も想定されることから、引き続き都道府県による一定の関与が必要と考えられるが、次回調査に向けて、平成30年調査の調査票の回収状況や結果も踏まえ、国土交通省内部及び外部に設けた学識経験者等から成る研究会(平成5年調査から毎年開催)において、都道府県の関与の在り方について検討する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

1 調査体制に係る国交省の基本的な認識について

国交省の今回の回答において「事務分担の変更は、調査票回収率への影響も想定されることから、引き続き都道府県による一定の関与が必要と考えられる」とあるが、都道府県の関与と回収率との間にどのような関係があるのかについては明らかにされていない。回収率の向上を理由とするのであれば、補足資料①に掲げる点を踏まえながら、その判断の根拠を具体的に示してほしい。

2 土国交通省内部及び学識経験者等から成る研究会での検討の方向性及びスケジュールについて

第三者である研究会においては、「都道府県の関与ありき」として事務分担のあり方だけを議論するのではなく、1で前述したとおり「都道府県の関与と調査票回収率との間の関係」について国交省の認識・判断が正しいかどうかをデータに基づいて検証し、客観的に議論すべきである。この点について、国交省の考え方を示してほしい。

また、各都道府県においては、次回調査における法人名簿整備を2022年度に実施することになるため、予算要求の準備を2021年7月頃から着手する必要がある。都道府県の予算措置に間に合うよう、国交省・研究会における検討の大まかなスケジュールを示してほしい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【愛知県】

調査票の回収時における国と県の現行の事務分担は、調査対象が会社法人であるか等によって区分けされているだけであり、これらを変更することで回収率が下がるとは考え難い。

都道府県の関与のあり方について、引き続き検討されるということであるが、法人土地・建物基本調査における都道府県の関与の必要性が十分に示せないのであれば、提案の趣旨に沿った都道府県事務の見直しをしていただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

一

各府省からの第2次回答

平成30年土地基本調査に関する研究会(第1～3回)においては、国と都道府県の事務分担の見直しのほか、「調査票」の構成・デザイン改善などの回収率確保に関する議論を行った。

また、平成30年調査は、平成28年に実施した予備調査における国と都道府県の事務分担に応じた督促と回収率の傾向について検証を行い、その結果を踏まえて、国と都道府県の事務分担を決定した(平成28年予備調査における国の回収率:約71%、都道府県の回収率:約85%)。

次回調査における都道府県の関与の在り方については、今回の調査に伴う回収率等の結果を踏まえたうえで、次回調査に向けた研究会等に向けて、事務の効率化のための見直しの方向性を整理する。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

289

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

運輸・交通

提案事項(事項名)

地域の実情に応じてコミュニティバス等の円滑な導入を可能とする制度の構築

提案団体

全国知事会、全国市長会、全国町村会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的な内容

人口減少等の進展により、コミュニティバス等は地域公共交通として主要な地位を占めるようになったが、法令上は従前のまま補助的かつごく例外的な位置付けのままでされ、その活用が本来期待される範囲に比べて著しく限定されているため、関係する法規制を横断的に見直し、地域の実情に応じた地域交通の円滑な導入を可能とする制度を構築。

具体的な支障事例

区域運行バス等として運行するコミュニティバス、自家用有償旅客運送等については、人口減少等の進展により、地域公共交通として主要な地位を占めるようになったが、法令上は従前のまま補助的かつごく例外的な位置付けのままでされ、その活用が本来期待される範囲に比べて著しく限定されているため、関係する法規制を横断的に見直し、地域の実情に応じた地域交通の円滑な導入を可能とする制度を構築することが必要である。見直すべき規制等に関する支障事例は別紙のとおり。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

コミュニティバス等の制度上の位置付けを見直し、地域の実情に合った地域公共交通を円滑に導入することによって、地域公共交通の充実が図られ、地域住民の利便性が向上する。また、利便性が向上することで、さらに地域公共交通利用者増加が期待され、地域公共交通の維持・確保につながる。

根拠法令等

- ・道路運送法第 78 条
- ・道路運送法施行規則第 3 条の 3
- ・道路運送法施行規則第 49 条
- ・「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について（平成 30 年 3 月 30 日自動車局長通知）」
- ・「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について（平成 30 年 3 月 30 日自動車局長通知）」
- ・「公共交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について（平成 27 年 3 月 30 日自動車局長通知）」
- ・「自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第 78 条第 3 号に基づく許可に係る取扱いについて（平成 28 年 3 月 31 日自動車局長通知）」
- ・道路運送法第 3 条第 1 項第 1 号
- ・道路運送法第 9 条の 2
- ・「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について（平成 26 年 3 月 26 日自動車局長通知）」

- ・都市計画法第29条第1項第3号
- ・都市計画法施行令第21条第1項第6号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

山形市、塩谷町、本庄市、大野市、山県市、京都市、池田市、鳥取県、島根県、愛媛県、宮崎市、十日町市

○タクシー事業者、鉄道駅がない当町において、公共交通機関は、主要道を走る路線バスのみで、ほとんどの地域が交通空白地である。

そのため、交通空白地輸送を検討しているが、一部路線バスと重複した運行ルート等があり導入に苦慮している。

交通空白地の明確化や規制緩和など地域の実情に応じた制度改正を望む。

○人口減少や高齢化等の影響により、公共交通に関する住民ニーズは多様化しているため、民間の交通事業者だけでは対応できなくなってきた。そのような状況から行政が運営するコミュニティバスや福祉等の有償運送に関する規制緩和や対象事業の拡大に関する制度改正が必要である。ただし、制度改正に伴い交通事業者の収益に悪影響を及ぼす可能性があるため、その点には十分配慮することが大切である。

○当市は、北東から南西にかけて細長い地形をしており、町等の境の南西部では500m級の山々が連なる山間部となっています。

現在当市では、3事業者5路線の民間バスが運行しておりますが、全て北東～南西の「縦方向」に運行する路線となっています。そのため、横方向への移動が困難であるため、路線バスを補完するために区域運行型のデマンドバスを市内4区域で運行しています。

しかしこのデマンドバスはあくまでも路線バスを補完する役割を担っているのみで、路線バスに代替するものではありません。そのため、比較的短距離の移動には、デマンドバス一つで足りますが、先に述べた通り、市を縦断する場合で、路線バスの停留所が近くに無い場合は、デマンドバスから路線バスに乗り換える必要が出てきます。

市としては、民間路線バスの事業者と共に市内公共交通を確保・維持していくために路線バス・デマンドバスの相互で使える乗継券の発行を行い、利用者の負担を減らすよう努めていますが、市民からは、市の予算を使ってなぜ利便性の低いバスを走らせているのかというような声も上がっています。

コミュニティバスの導入に関するガイドラインで民業圧迫しないよう求められていますが、「路線競合」の限定・定義について見直しを行い、地域の特性に応じた地域交通の導入が図られるように制度を改善していただきたいと思います。

○自家用有償運送が「交通空白」に範囲を限定されていることから、「交通空白」の区域外にある病院や商店に直接移動できないのは不便と、地域住民から意見を聞いている。

制度の構築にあたっては、既存の事業者の経営への影響も考慮する必要がある。

○一般乗合旅客自動車運送事業による350kg未満の貨客混載は道路運送法第82条により許可不要として認められているが、自家用有償旅客運送による貨客混載を行う場合には、「・自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取り扱いについて（国自旅第412号国自貨第172号平成28年3月31日）」に基づき、許可することとなっている。本通知によると、許可基準は、既存の貨物自動車事業者によっては当該地域内の住民に係る貨物運送サービスの維持・確保が困難な地域として、当該地域の貨物自動車運送事業者の事業運営に支障がないと運輸支局長が認める地域に限るものとし、運輸支局長が、国土交通省自動車局との協議の上、当該地域の物流網の状況、住民の貨物輸送に係るニーズ等について、必要に応じて当該地域の住民、地方公共団体、業界団体その他の関係者から意見を聴取し、判断することとなっている。

現在、本県内の町において、バス事業の生産性向上のため町営バスを活用した貨客混載の実施を検討しているが、実施に当たっては、運輸支局から地域の総意が求められていることから、当該地域の貨物自動車運送事業者である日野郡内34社（一般貨物自動車運送事業13社、軽貨物自動車運送事業21社）それぞれから支障がないかについて確認する必要があり、当該事業がなかなか進まない。

○中山間地では、市街地に比べ、少子高齢化による人口減少が顕著となっている。

併せて、路線バス利用者も減少しており、赤字運行が常態化している路線が年々増え続ける一方で、バス事業者においては赤字運行となっている路線の減便や運行廃止等の見直しが進められている。

市としては、地域住民の生活交通としての移動手段確保、交通空白地の解消として、市営バスや予約型乗合タクシーによる代替措置を行っているものの、運転手不足・高齢化などにより事業受託者の確保や運行財源の確保が厳しい状況である。

市内各地で民間施設等が運行している無料送迎バスは、貸切バスとしての運行となっており、地域と当該施設間のみの運行となっている。有償かつ当該施設以外の運行を行う場合、一般乗合旅客運送事業の許可が必要となるうえ、既存の路線バスとの競合という問題もあることから、導入が厳しい状況である。

運転手不足、交通空白地を解消するために民間施設等が運行している無料送迎バスについて、地域の実状に合わせた一般乗合旅客運送事業として許可される制度改正を望む。

路線バスの運行廃止となる地域において、代替手段として市営バス等の整備を進める際に『路線競合』が問題となっている。

山間地域から市街地まで運行する場合において、路線バス経路と重複する部分については、乗客の奪い合いになる『路線競合』に当たるとして、バス事業者やタクシー事業者からの了解が得られない。路線競合の解消策として、結節点による乗り継ぎがあるが、そもそも市営バスや予約型乗合タクシーの主たる利用者は高齢者であり、乗り継ぎに対して不安や煩わしさを抱く方が多い。結果として、利用者減少につながることが予想されることから、地域の実状を考慮いただき、路線競合について規制緩和を要望する。

○利用者の減少により、主に生活バス支線の撤退が続いている。このため、市町が代替交通手段としてコミュニティバスを運行する路線数が多くなっていることから、今後、円滑な導入を可能とする制度の構築は必要である。

各府省からの第1次回答

(別紙②関係)

他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業を行う場合には、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から許可が必要となっている。自家用有償旅客運送者による有償での貨物運送についても、上記の観点から原則として認めておらず、地域の既存の貨物自動車運送事業者のみによっては当該地域内の住民に係る貨物運送サービスの維持・確保が困難であるなど公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、許可を受けた場合に限って認めている。その際、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から問題がないかを申請ごとに確認する必要があるため、許可を不要とすることは困難である。

(別紙④関係)

都市計画法第29条及び都市計画法施行令第21条において、路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行う一般乗合旅客運送事業の用に供する施設(車庫等)である建築物等は開発許可が不要とされている。これは、路線定期運行の一般乗合旅客自動車運送事業は、運行系統が定められており、起点、終点、経過地である主たる営業所等が定められ、固定されたルートにおいて定期的幹線運行を行う事業であるため、当該事業の用に供する施設である建築物は当該ルート上に立地することが必然的であることなどから、開発許可の対象から除外しているものである。

一方、区域運行及び不定期運行の一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設である建築物については、一律に開発許可を不要とすることは適当ではないことから、建築物ごとに開発許可権者による個別の審査にかかるしめている。本支障事例において開発許可が認められなかった理由は、当該開発許可権者が定める開発許可基準において、都市計画法第34条第14号の対象となる施設を限定的にしか認めていないことによるものと承知している。

しかしながら、同号の対象施設は限定例挙としておらず、一定の要件を満たす施設は許可対象となりうることから、本支障事例についても、当該自治体の開発許可基準を改正すれば十分対応可能なものと考えられる。

なお、国としては上記施設に係る開発許可が可能である旨の明確化について検討して参りたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今回の提案は、コミュニティバスとして活用が求められる区域運行や自家用有償旅客運送等が、制度上路線バスに比べて例外的な位置付けとされることにより生じる不合理な支障の解消を求めるものである。所管省庁の一次回答は現行制度を是として回答を検討されているが、時代に即した制度の見直しを行うよう求めるものである。

(個別の提案に関する具体的な見解は別紙のとおり)

自家用有償旅客運送による少量貨物の運送(別紙②関係)については、市町村がコミュニティバス等を運営する場合、乗合バスとしてバス事業者が運行すれば少量貨物運送の許可を得ることは不要である一方、バス事業者に委託して自家用有償旅客運送として運行する際には許可が必要となる。両者ともに実質的にバス事業者が貨物輸送を行っているという実態は同じであり、一次回答で所管省庁が主張するような「輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点」で、両者の差異の合理性を説明することは適当ではない。

市街化調整区域における車庫等の開発許可対象の除外(別紙④関係)については、許可形態が区域運行等であっても、過疎地等の住民ニーズにより柔軟に対応するため形式的に区域運行等の形態をとっているもので

あり、実際はコミュニティバスとして路線定期運行と同様に運行ダイヤや運行ルートが定められている。それらは、実態上、路線定期運行と差異はみられないことから、両者を異なるものとして取り扱うことには合理性がない。

区域運行や自家用有償旅客運送等について時代の変化に即した法律上の位置付けがなされることによって、地域の実情に合った最適な地域公共交通の導入を促すとともに、多様な選択肢が認められることで自治体の調整権能が十分に発揮されることを目指すものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【愛媛県】

路線バス(一般乗合旅客自動車運送事業)の廃止により、市町が運営する自家用有償旅客運送のコミュニティバス等がその代替交通機関として重要な役割を担っている。これら交通手段の維持や地域活性化のために、空きスペースに一次産品や生活物資の有償輸送等も活用事例の一つとして挙げられる。

これらの輸送を容易に行うことができるよう、地域にとって使い勝手の良い制度に改正すべきであり、許可なしで少量貨物が輸送が可能な路線バスと区別して取り扱うべきではないと考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

自家用有償旅客運送等については、その活用が本来期待される範囲に比べて著しく限定されていることから、提案団体の提案に沿って、地域の実情に応じた地域交通の円滑な導入を可能とする制度を構築するべきである。

特に、貨物運送については、そもそも自家用有償旅客運送を行える地域は交通不便地であることを踏まえ、改めて許可や合意を必要とすることの妥当性について検討すべきである。

また、都市計画法に係る開発許可については、開発許可を必要とすると、手続きに一定の期間を必要とし、事業者にとっても負担となるため、そもそも開発許可を不要とすることを求めるものである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

本会等提案団体の意見が反映されるよう積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

【重点事項 42】

○ 自家用有償旅客運送について、一般乗合旅客自動車運送事業者については許可なく少量貨物運送が認められていること、自家用有償旅客運送が実施されるのは主に交通空白地であること、実態として一般乗合旅客自動車運送事業者に委託をして運行している場合が多いこと等を踏まえ、少量貨物運送に係る許可を不要とするべきではないか。

○ 「輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から許可が必要」とのことだが、国土交通大臣の認定した地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業に係る自家用有償旅客運送を行う者は、許可不要で少量貨物運送を行うことが可能となっている(地域公共交通再活性化法第27条の6第2項)ところであり、その他の自家用有償旅客運送を行う者についても、許可を不要とすることが可能ではないか。

○ 「地域公共交通会議については…貨物自動車運送事業に関するものとはなっていない」とのことだが、地域の実情に応じて、構成員に貨物事業者等を加えることも可能であり、自家用有償旅客運送による少量貨物運送について議論することが可能ではないか。

【重点事項 43】

○ 過疎地等の住民ニーズにより柔軟に対応することが可能な運行形態として、地域交通の維持・確保の観点から重要な位置付けを有する路線不定期運行及び区域運行について、これらの運行形態に係る建築物の設置についても、その公益性の高さに鑑み、開発許可を不要とすることが可能ではないか。

○ 路線定期運行であっても、市街化調整区域において開発行為が行われる可能性があり、また、車庫等を固定されたルート上に設置するか否かは必ずしも明らかではないのではないか。

○ 路線不定期運行の場合は運行ルートが明確に定められており、区域運行の場合でも、実態上は路線定期運行と同様に運行ダイヤ・運行ルートが定められている場合があることなどを踏まえれば、路線不定期運行・区域運行の場合について、路線定期運行と区別して、立地の任意性を理由に、開発許可の対象から除外できないとする合理性はないのではないか。

各府省からの第2次回答

(別紙②関係)

○ 一次回答でも述べたとおり、自家用有償旅客運送者による有償での貨物運送については、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から問題がないかを申請ごとに確認する必要があるため、許可を不要することは困難である。

○ 一方、運輸支局長が本通達による取扱いの対象地域を判断するに当たって必要に応じて行うこととしている、関係者からの意見の聴取については、地域の物流網の維持の観点からの意見が適切に反映されるものであることが前提となるものではあるが、例えば、自家用有償旅客運送者による有償での貨物運送を実施しようとしている地方公共団体(市町村)及び自家用有償旅客運送者が実施しようとしている少量の貨物の運送について、そのエリア、荷物や運送の類型等を踏まえて、関連性が高いと考えられる貨物自動車運送事業者や関連する荷主(又は、これらの者の意見をそれぞれ代表しうる者)を構成員に含む協議会等の場で合意が調った場合には、当該意見の聴取を要しないこととすることは差し支えないものと考えている。

○ なお、自家用有償旅客運送については、一般乗合旅客自動車運送事業に比して、運転者の要件、運行管理体制、整備管理体制など全体的に簡易な要件によるものとなっている。また、一般乗合旅客自動車運送事業者による少量貨物の運送は、決められた運行ダイヤ・ルートに沿って行われる旅客輸送に併せて決められた停留所において新聞紙等を降ろすようなものが基本的には念頭に置かれているものであり、旅客の運送に対して付随的に行われるものとなっているが、自家用有償旅客運送では必ずしも同様の態様での運行が行われない場合が多く存在しているものと考えられる。

また、本来、貨物自動車運送事業法に基づき、一定の要件を満たして許可を受けた貨物自動車運送事業者が貨物の運送を行うことが原則であり、自家用有償旅客運送者による有償での貨物運送については、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から、運行管理等の管理体制、地域の物流網の状況等について確認するため、許可制としているところである。

(別紙④関係)

区域運行及び不定期運行の一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設である建築物については、路線定期運行と異なり立地に任意性があると考えられることから、一律に開発許可を不要とすることは適当ではなく個別の審査に係らしめているところであるが、有識者のご指摘を踏まえ、現在、車庫等の立地の実態について、都道府県等に対してアンケート調査を実施しているところであり、現状を確認して改めてお答えすることしたい。

なお、実態上、区域運行の中に運行ダイヤ・運行ルートをある程度固定したものが一部含まれるとしても、区域運行の一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設を開発許可の対象から除外する理由とはならない。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

296

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

市町村が地域の実情に応じて公園の設置を判断できるよう枠付けの廃止・緩和

提案団体

全国市長会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的な内容

都市公園等の設置について法令等により大都市部の状況を前提として一律に基準が定められているが、人口減少、都市のコンパクト化など地域の社会状況に即した公園の適切な設置を市町村が自ら判断できるよう、制度を見直すこと。

具体的な支障事例

都市計画法施行令第 25 条第 1 項第 6 号では、開発行為の許可基準として、開発区域の面積が 0.3ha 以上 5ha 未満の開発行為について、面積の 3% 以上の公園、緑地又は広場を設けることが義務付けられている。そのため、開発行為ごとに小規模な公園等が必要以上に多数設置されている。また、公園等の必要性の判断のもととなる開発区域の周辺の状況について、許可権者の都道府県と管理を引き受ける地元市町村との判断が異なり、周囲に田園や山林等の自然が多いにも関わらず、公園等が多数設置され、市町村は住民の利用が少ない多くの公園の管理に苦慮している。市町村自らが定める公園等の設置基準に基づき、公園等の設置が不要と判断した場合には設置を求めないことを同施行令第 29 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する緩和基準に追加するなど、制度を見直すべきである。また、都市計画運用指針では、街区公園は誘致距離 250m を標準として配置することが望ましいと定められており、特段の例外的事情のない限り通常は、各自治体はこの規定に沿った判断をするよう実体的に枠付けられている。このため、市街地のすぐ近くに田園・緑地等が広がっているにもかかわらず、公園を多数配置することとなり、実情に合っていない。このため、誘致距離について、廃止又は大都市部を前提とした基準以外に農村部等の地域の実情に合った基準を選択できることとし、市町村が地域の状況に応じた公園の配置を判断する制度に見直すべきである。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

人口減少が進みコンパクトなまちづくり等が求められる中、都市計画法体系で求められる公園等の設置について、地域の実情に合わせて市町村が判断することで、効率的・合理的な公共施設等の配置に資する。

根拠法令等

都市計画法施行令第 25 条第 1 項第 6 号

都市計画運用指針(第 8 版)〔都市施設(IV-2-2 II B.1.)〕

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、白河市、ひたちなか市、富津市、三条市、射水市、嘉麻市、八代市、宮崎市

○0.3ha程度の分譲住宅の開発件数が多く、そのほとんどで公園設置を要するため、小さな公園の数が増える一方である。先日は公園を設置した開発地の隣で別の分譲住宅開発があり、すぐ近くにまた公園が設置された。そのような分譲地に設置される公園は、売地の余剰地で形成されるため、不整形な土地になってしまうことが多く、公園利用としての価値が低い。また、維持管理については地元や開発業者または土地購入者が行うように指導しているが、時間が経つとその約束が風化してしまい、市に管理を要望されるケースも多い。公園設置の開発面積の基準を引き上げる等の緩和措置が取られれば、公園設置を要する開発件数が減り、活用されない公園の増加を防げるため、非常に有用であると考える。

○都市公園法には以下の規定があり、都市公園の廃止はハードルが高い状態である。とある都市公園の近隣に広場や緑地があっても、その広場や緑地が都市公園として指定されていない場合、代わるべき都市公園とはならず、その都市公園の廃止は容易ではない。これは、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を進めていくにあたり、現在における各都市公園の必要性の検討さえ阻害するものになり、都市公園が将来、市町村の健全な財政運営の障害になりかねないと考える。

(都市公園の保存)

第十六条 公園管理者は、次に掲げる場合のほか、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない。

一 都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合

二 廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合

三 公園管理者がその土地物件に係る権原を借受けにより取得した都市公園について、当該貸借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合

○開発許可を受ける場合、開発区域の面積の3%以上を緑地や公園にすることが義務付けられており、周囲に田園や山林等の自然が多いにも関わらず小規模の緑地や公園が設置されるなど、地域の実情と合わない制度となっている。また、遊具等のない小規模な公園が必要以上に多数設置されており、住民の利用も少なく、維持管理に苦慮している。

○開発行為による公園・緑地の提供は近距離に多数発生しており、既に公園のある地域のすぐそばに公園が作られることが多い。

また開発面積の比率による提供のため、小規模な公園が多く、園内広場の利用勝手が悪く、植栽についても隣接する住宅と距離が近く、樹木成長に伴う隣接地への越境が避けられない。そのため、隣接地への影響を緩和するための剪定や伐採を行う必要があり、樹木の健全な育成についても支障がでている。

○当市においても同様の支障事例が発生しているが、規定に沿った公園を設置しているところである。また、当市は市民一人当たりの公園面積が全国平均の約2倍を有しており、財政上の理由からも制度改革の必要性を感じている。

○当市は、過疎地域で田園・緑地等が非常に多く、実情に合ったまちづくりがなされていない。このことから、市町村が地域の状況に応じた公園の配置を判断する制度に見直すべきである。

○都市計画法施行令第25条第1項第6号では、開発行為の許可基準として、開発区域の面積が0.3ha以上5ha未満の開発行為について、面積の3%以上の公園、緑地又は広場を設けることが義務付けられている。そのため、開発行為ごとに小規模な公園等が必要以上に多数設置されている。また、公園等の必要性の判断のもととなる開発区域の周辺の状況について、許可権者である都道府県と管理を引き受ける地元市町村との判断が異なり、周囲に田園や山林等の自然が多いにも関わらず、公園等が多数設置されている。このため、市町村は、住民の利用が少ない多くの公園の管理に苦慮している。市町村自らが定める公園等の設置基準に基づき公園等の設置が不要と判断した場合には設置を求めないことを同施行令第29条の2第2項第3号に規定する緩和基準に追加するなど、制度を見直すべきである。また、都市計画運用指針(第8版)では、街区公園は誘致距離250mを標準として配置することが望ましいと定められている(運用指針は技術的助言であるが、詳細に基準等が定められ規律密度が高く、また、運用指針において「～ことが望ましい」という表記は、「制度の趣旨等から記述された事項による運用が想定されている」ものであると定められており、特段の例外的事情のない限り通常は、各自治体はこの規定に沿った判断をするよう実体的に枠付けられている)。このため、市街地のすぐ近くに田園・緑地等が広がっているにもかかわらず、公園を多数配置することとなり、実情に合ったまちづくりがなされていない。このため、誘致距離について、廃止又は大都市部を前提とした基準以外に農村部等の地域の実情に合った基準を選択できることとし、市町村が地域の状況に応じた公園の配置を判断する制度に見直すべきと考える。

○一団地の住宅施設に都市計画決定されている大規模団地敷地内の民有地に都市計画公園に位置づけた公園が存在している。

また、当該団地については、建替えを前提に、都市計画運用指針に基づき一団地の住宅施設を廃止し、引き続き良好な居住環境を確保することを目指し、地区計画への移行を行った。

都市計画運用指針(IV-2-2 II)B.2公共空地の都市計画の変更)において、適正かつ合理的な土地利用を確保する目的で関連する都市計画との整合性を図る必要がある場合に、都市に必要な公園等の公共空地の機能を確保しつつ、変更することが望ましいとの記述がある。

これを背景に、建替え計画の熟度に応じて、地区整備計画で都市計画公園を同等の規模の地区施設に振替え、公園機能を確保したうえで、都市計画公園の廃止を行いたいが、地区施設は誘致圏域を有する永続的な都市計画施設ではなく、地区周辺に減少面積の確保が出来ないこと等の理由で、都市計画公園の都市計画変更(廃止)に関する知事協議の事前調整が難航し、スムーズな建替えの検討に影響している。

○0.3ha 以上の開発行為が数年から十数年の間隔で隣接あるいは近接して行われたことにより、小規模な公園が多数設置されている地域がある。また、周囲に田園や公園等がある場合でも開発行為による公園が設置されている。開発行為で設置された公園は市や地元住民等で管理しており、小規模公園が多数設置されることにより適切な管理が困難となっている。このため、公園管理を引き受ける市の意向を反映できるような公園設置の制度となるように改正する必要があると考える。また、コンパクトな街づくりが求められる中で公園を設置する新規の住宅地開発は減少すると考えられ、少子高齢化や人口減少が進むことで公園の管理がより困難になると考えられるため、既に設置されている公園の廃止も可能となるような指針や制度となることが望ましいと考える。

○当市では、時代の経過に伴う周辺環境やニーズの変化により、利用されていない小さな都市公園(特に開発公園(都市計画法及び開発条例いずれの規定にもよるもの))が多数あります。公園施設の高齢化に伴い維持管理費が年々増えており、利用の少ない公園や地元から要望がある公園は廃止できないか検討しています。しかし、都市公園法第16条(都市公園の保存)の規定によって都市公園の廃止はハードルの高いものとなっており、ニーズの変化や地域の実情に合った公園の配置は困難であります。

そこで、都市公園法第16条(都市公園の保存)の規定が見直されると、地域の要望やニーズ、市町村ごとの実情に合った公園配置が期待できると考えます。

○都市計画法施行令第25条第1項第6号では、開発行為の許可基準として、開発区域の面積が0.3ha以上5ha未満の開発行為について、面積の3%以上の公園、緑地又は広場が設けることが義務付けられているが、既存の公園でさえ市町村が十分に維持管理できているとは言えない状況であり、市町村自らが定める公園等の設置基準に基づき公園等の設置が不要と判断した場合には設置を求めないことを同施行令第29条の2第2項第3号に規定する緩和基準に追加するなど、制度を見直すべきである。

○当市では、市街地に隣接して53ha もの緩衝緑地(名称:市民ふれあい公園)が整備されているが、都市計画運用指針及び土地区画整理法施行規則(以下「法令等」という。)に基づき街区公園を整備する計画となっている。

しかし、上記の緩衝緑地については、実態的には市民等が日常的に利用する公園として機能しており、現行の法令等に沿った計画の実施は、本市の地域の現状に即しているとは言い難い。そのため、市町村が地域の状況に応じた公園の配置を判断することができるよう制度改正が必要である。

○本市においても開発行為にて供用開始する公園における設置位置等については問題視している。本市については、都市公園数が約1300箇所あり、1人あたりの都市公園面積も10m²以上あるが、街中(DID地区)については1人あたりの都市公園面積が約3m²であることから街中における公園整備を優先的に進めている。また、施設数の増加に伴い管理費の増加が深刻化しており、公園の必要のない地域(周辺に公園がある地域等)については新規整備を優先的に実施していない。しかし、開発行為にて発生する公園については、計画等に関係なく発生する施設であり、その設置位置や規模については、供用後の維持管理の観点から問題視している。本市としても、都市計画法施行令における緩和基準も視野に入れながら、開発行為における公園の設置の在り方を検討していきます。

現時点での制度の改定要望等については該当ありません。

○本市でも開発行為による小規模な公園が多数あり、維持管理に苦慮している。これらの公園は、地元自治会などに除草・清掃等をお願いしているが、近年では高齢化などを理由に管理を拒否される事例も増加している。このことから、地域の実情に応じた適正な数・規模で公園を整備することが求められており、提案については賛同できる。

○本市においても同制度により帰属を受けた公園が数多く設置され、維持管理費を圧迫している。平成29年度末現在、本市の街区公園数は1,464箇所であり、そのうち街区公園の標準面積2,500m²に満たない公園が85%あり、そのうちの99%が開発行為により帰属された公園となっている。これらは市内的一部区域に偏っており、適正な規模も含めた公園配置の不均衡が生じている。

○予定建築物の用途が住宅もしくは工業団地である開発行為(法第33条)により設置された都市公園法の位置付けのない小規模な公園、緑地または広場(以下、「公園等」という。)は、基本的には当市が管理しており、年々増加する公園等の維持管理の負担に苦慮している。

一方、近年、小中学校の統廃合に伴い、廃止した校舎跡地を比較的規模の大きい公園等として新たに整備を行っている。

のことから、新たな公園等の整備に伴い、その公園の周辺に存する過去の開発行為で設置された小規模な公園等を廃止できる制度に見直すべきである。

○都市公園をはじめとする公共施設等については、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことで、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現することが必要である。

国においても、「インフラ長寿命化基本計画(平成 25 年 11 月。)」の 17 ページに「地方公共団体の役割」として、「各々の団体が置かれた実情に応じて、インフラの維持管理・更新等を総合的かつ計画的に行うことが重要である。」と記載されているにもかかわらず、実際には、許可権者である都道府県が判断しており、管理者である市町村の実情に応じたものとなっているとは言い難い。

実際に、本市では、都市公園法施行令第 1 条の 2 に規定する「住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準(1 人当たり 10 m²)」を満たしているにもかかわらず、開発行為のたびに公園数が増え、市のストック及び管理費用が増加する一方である上、開発行為によってできる小規模公園は管理上も公園の計画的な配置においても好ましくない場合が多い。

上記の理由から、市町村において、公園担当所管で開発行為を行う周辺の公園とのバランスを考え、公園の規模(面積など)や必要、不要の判断を決定できるよう望む。

各府省からの第 1 次回答

開発行為において、公園等の設置を求めているのは、良好な住環境の形成や防災上の見地から開発区域内の利用者にとって必要な最低限の公共空地を確保するためであり、また、開発行為完了後も適切に管理される必要があることから、原則として市町村の管理に属するものとしている(都市計画法第 39 条)ところである。

このような趣旨を踏まえると、提案団体が示しているような田畠は、一般的には公共空地としての役割を果たし得ず、民有地であることから開発行為完了後も周辺に存在し続けることが担保されていないことから、開発区域の周辺に単に田畠が存することをもって、公園等の設置を不要とすることは適当ではない。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

良好な住環境の形成や防災上の見地から必要最低限の公共空地を確保する必要性は否定しないが、住民にとって利用価値が低く、また、自治体、住民とも維持管理に苦慮する小規模な公園等が多数設置されている現行制度を正当化し、その維持管理費用について、住民の負担を求め続けることが困難となっている。

そもそも、本提案は、開発区域周辺に単に田畠が存することのみを前提とするものではない。現に追加提案団体の支障事例として、開発区域に隣接して緩衝緑地が存する場合や廃止した学校跡地を公園等として新たに整備する場合等も示されている。良好な住環境の形成や防災上の見地から必要最低限の公共空地を確保するためにも、これらの支障事例を十分に考慮した上で、提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【仙台市】

隣接地が民有地であるケースに限らず、都市計画法施行令第 25 条第 1 項第 6 号に則ると、小規模多数の公園緑地が帰属され、本来の目的である「適切な公共空地の確保及び管理」が困難であることから、緩和の措置を検討していただきたく、要望するものである。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

公園等の設置については、公共空地に固執するなど大都市部を念頭に置いた全国一律の基準等が法令等により定められていることから、多くの自治体から支障が生じているとの意見が出されている。このため、地域の実情に応じて判断できるよう、積極的な検討を求める。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

開発区域の面積が 0.3 ヘクタール以上 5 ヘクタール未満の開発行為については、開発区域の面積の 3 パーセント以上の公園等(公園、緑地又は広場)の設置を求めており、開発区域の周辺に既に相当規模の公園等が存する場合等、特に必要がないと認められる場合には、公園等を設置する必要はないとしている(都市計画法施行令第 25 条第 6 号ただし書)。

支障事例として挙げられている開発区域に隣接して緩衝緑地が存する場合や廃止した学校跡地を公園等として新たに整備する場合については、都市計画法施行令第25条第6号ただし書が適用できる場合があると考える。

なお、条例により、公園等の設置を義務付ける下限面積(0.3ヘクタール)を1ヘクタールまで緩和すること及び地方公共団体が開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場の設置を予定している場合には、公園の設置を求めないことも可能である(都市計画法施行令第29条の2第2項第3号)。

このように、不必要的公園等の設置を求めることがないよう地域の実情に応じた運用を可能とする措置を講じていることから、現行制度において十分対応可能であると考える。